

# 『祈雨日記』とその増修過程

小倉 慈 司

はしがき

本稿は『祈雨日記』もしくは『祈雨記』等と呼ばれる古代の祈雨法関係記事を集成編纂した書物(以下、『祈雨日記』と総称する<sup>(1)</sup>)を取り上げて、史料学的観点から考察を試みるものである。数多く存在する古代史料の中で特に『祈雨日記』を取り上げる理由は次のような点にある。

第一に、古代における祈雨法の持つ意味の大きさである。密教においては修法をその重要性に応じて大法と小法、あるいは大法・中法・小法などと分類するが、その中で祈雨に用いられる二大修法である請雨経法と孔雀経法は、鎮護国家の法である仁王経法と共に三箇の大法とされていた<sup>(2)</sup>。請雨経法と孔雀経法はまた秘法とも位置づけられ、濫りに伝授されることはなかった<sup>(3)</sup>。そのため祈雨法修法記事を集録した『祈雨日記』も、修法そのものを記している訳ではないにせよ、その保管及び相伝にあたっては細心の注意が払われたと考えられる<sup>(4)</sup>。したがって『祈雨日記』は単なる仏書の一つではなく、古代寺院史・仏教史を研究する上で極めて重要な位置を占める書物であると言える<sup>(5)</sup>。

第二に、現在知られている『祈雨日記』には複数の系統・段階の写本が存在しており、それらを分析することによって、『祈雨日記』の原形復原にとどまらず、『祈雨日記』の相伝過程及びそれにもなう増補のあり方や仏教史・文化史的問題にまで踏み込んで論じることができると考えるからである。

またこれに加え、現在一般に用いられている『祈雨日記』の刊本に問題のあることも挙げられよう。現在、刊本として知られている『祈雨日記』には統群書類従巻七二五所収本(『祈雨日記』)と巻七二八所収本(『祈雨法記』)とが存在する<sup>(5)</sup>が、両者とも異なる系統の写本を混合させて翻刻したものであり、前掲の問題を説明する上で大きな障害を抱えている。というより刊本にそうした問題のあったことが、これまで『祈雨日記』の本格的分析が行なわれなかった原因であったとも言えよう。『祈雨日記』には多くの日記や史書の逸文が含まれており、そうした関心からしばしば言及されてきた書物であったにも関わらず、それ以上の分析がなされて来なかったのである。

以上のような問題関心に基つき、まず第一章で『祈雨日記』の写本の整理を行なうことによってその系統を明らかにし、その考察結果をもとにして第二章で『祈雨日記』の具体的な成立・増補過程を検討することにした。

# 第一章 『祈雨日記』の写本とその系統

## 一 写本の概観

管見の限りではあるが、現存する『祈雨日記』の写本を表一として掲げた。<sup>(補)</sup>種別の欄の記号は筆者が便宜的に付したものである。以下、順に説明していくことにしたい。

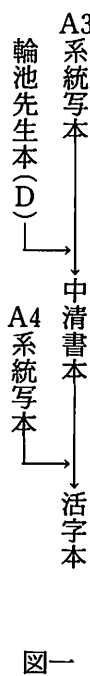
表一 『祈雨日記』の写本

№	書名	所蔵	架蔵番号	備考	種別
1	祈雨日記	大東急記念文庫	33-26-182	建暦2年頃成賢写	A1
2	祈雨記	醍醐寺	158函26号	養和2年親聖写	A2
3	祈雨日記	醍醐寺	157函5号	鎌倉時代写	A3
4	祈雨日記	宮内庁書陵部	柳-351	醍醐寺理性院杲助本寛政10年写	A3
5	祈雨日記(統群725)	宮内庁書陵部	453-2	正応4年写本転写本	A3+D
6	祈雨日記	彰考館	戊15-09176	正応4年写本転写本(№5底本カ)	A3
7	祈雨日記抄	宮内庁書陵部	512-22	成賢写	A4
8	祈雨日記	醍醐寺	141函12号	正安2年写(文永6年写本の転写)	B
9	祈雨法記(統群728)	宮内庁書陵部	453-2	文永6年写写奥書あり	B
10	祈雨法私記	尊経閣文庫	有職40	寛伯自筆	C
11	祈雨記	宮内庁書陵部	512-57	方便智院印 建保5年写	C
12	代々祈雨記	醍醐寺	100函10号	永享元年写	C
13	祈雨記	(某家)		史料纂集「李部王記」所引	Cカ
14	祈雨日記	大東急記念文庫	33-27-183	南北朝写カ	D
15	祈雨記	(不明)		鎌倉時代写	E
16	公家為祈雨被修詣雨經法年代人記	国立歴史民俗博物館	H-743-126	元亨4年覚元写 他に西大寺に江戸中期・後期の写本あり	F
17	祈雨日記	国立歴史民俗博物館	H-796	成賢写	G
18	祈雨日記抄写	醍醐寺	157函6号	寛元3年奥書	X
19	請雨経日記	東京大学史料編纂所	0014-8	成賢外題・奥書	Y
20	請雨経日記	国立歴史民俗博物館	H-743-123	文永5年写	Y
21	請雨譜記	彰考館	戊15-09176	祈雨日記(№6)と合綴	Z

主に12世紀以前を対象とする書に限った(統群書類従写本は書陵部所蔵中清書本のみを掲げた)。種別については本文参照。

まず統群書類従巻七二五所収「祈雨日記」の原本・祖本およびその系統の写本をAとしてひとまとめにすることができる。ただ注意しなくてはならないのは、現行刊本が実は三種類の写本を取り混ぜたものであることである。初めにこの点について解説する。

統群書類従は群書類従統編として計画された史料集であるが、この集書校訂事業は難航し、一八八三年にいたって底本であった中清書本が宮内省に献納された。これら統群書類従の本格的刊行は一九〇二年に経済雑誌社によって開始されたが第一九輯(飲食部、巻五七〇)までをもつて中断し、ついで一九二三年より統群書類従完成会によって再開され完結した(石井)。この時の底本が宮内省図書寮本であったのかその転写本であったのかは不明であるが、巻七二五の『祈雨日記』中清書本と活字本とを比較するに、中清書本そのものを活字化した訳でなく、さらにA4系統写本をもつて校訂・増補していることが判明する。ところが中清書本そのものも実はA3系統写本を嘉永元(一八二〇)年に埴忠賢が別系統の写本である「故輪池先生本」(D)によって校訂したものであり、中清書本では両写本の相違が識別できるものの、活字本では「輪池先生本」が完全に本文中に組み込まれてしまっているため、両者を区別することはできなくなっている。以上の関係を図示したものが図一である。



さて現存写本のなかで最も古い形態を持つのがA1とした大東急本(表一№1)であり、天長元(一〇二四年)から応和(三九六)年までの記事を有する。これを増補したものがA2、A4である。A1は「三宝院雨言宮本書」成賢との奥書を持ち、また紙背文書に建暦二(一〇三三年)一月一日五日の日付を持つものがあ

ることから、一三世紀前半の醍醐寺座主成賢(二二六〜二三〇)の書写であることが判明する。この大東急本は野村素軒(素介)旧蔵で、素軒所蔵時に東京大学史料編纂所で影写本が作成されている。

次にA2及びA3としたのは、A1に増補を加え(永久五(二二七)年までの記事を追加)、なおかつ聖賢(二〇三〜二四七)が各記事に按文を加えたものであるが、養和二(二二三年)に觀聖が「金剛王院僧都御房御本」を書写したというA2写本(表一No.2)は、A3に比べ一部の記事を欠き、また僅かながら文章を異にする箇所がある。A3の現存最古の写本は醍醐寺所蔵本(表一No.3)である。同書は元來紙背に記されていたと考えられる「永久五年日記」を巻末に書写しているが、「永久」を「承元」と誤写しており、承元五(建暦元、二三〇)年以降の書写と見られる。同本も東京大学史料編纂所で影写本が作成されている。書陵部所蔵柳原本(表一No.4)は寛政一〇(一七九八)年に「理性院杲助僧都古卷本」(表一No.3か)を柳原紀光が書写せしめたものである。中清書本(表一No.5)は建保三(二三五年)琳經書写本を正応四(二二二年)年に転写した写本がもととなっている。同じ奥書を持つ写本が彰考館に蔵されており(表一No.6)、それが恐らく中清書本の底本なのであろう。ちなみに彰考館所蔵「新写本目録」に「醍醐報恩院本」として「祈雨日記」が掲載されており(第一冊第四丁裏。国文学研究資料館所蔵紙焼写真による)、表一No.6の原本は醍醐寺報恩院所蔵本であったと考えられる。A2とA3の関係については、A2がA3と文章を異にする箇所のうちの一つ(表三No.60)で、A3 A4が「大藏卿為房卿記」とするところをA2が「先人御記私云大藏卿為房」としており、A2の方が先行してそれを増補改訂したものがA3であると推定される。

A4は書陵部所蔵「祈雨日記抄」(表一No.7)で、A3部分の末尾に「已上聖賢阿

闍梨集也」と記し、さらに大治五(二二〇)年から嘉応元(二六六年頃までの記事を追補したものである。「正治二年九月十八日於醍醐寺遍知院書寫了、所持本令進仁和寺宮之間、重書儲也、青龍末葉金剛仏子成賢」との奥書があり、成賢が所持本を仁和寺御室守覚法親王(二二五〜二二九)に進上したため、正治二(二二〇)年に再度書写したものであった。A3からA4への増補を行なった人物は、明記されていないものの、成賢の叔父で師でもありやはり醍醐寺座主を勤めた勝賢(二二六〜二六二)と考えられる(大森)。

次にBであるが、これは統群書類従巻七二八所収「祈雨法記」である。この書名は中清書本には朱で追筆されており、和学講談所で付けられた書名と考えられる。ちなみに表一No.8には第一紙端裏に「請雨日記等」とあるが、これも後世に便宜上付けられた書名であらう。「文永六年五月廿七日於十輪院書寫了、法印(花押)」との本奥書を持つ。首欠の可能性があり、また中途や巻末本奥書以前の箇所欠脱部分が存在する。これらの欠失部分は表一No.89共に一致し、両者の祖本である文永六(二二九)年写本の時点で既に欠けていたと考えられる。統群書類従刊本は末尾に「依祈雨日記校合畢」とあるように巻七二五「祈雨日記」による補訂・校合がなされている。文永六年に十輪院において同書を書写した人物は不明であるが、醍醐寺所蔵「請雨経法日記(永久五年祈雨日記)」の奥書に「文永六年五月廿七日 於十輪院禅窓書寫了、法印権大僧都仁普」とあり(一四七函九号。「醍醐寺文書記録聖教目録」による)、仁普の可能性が考えられる。

Cは書陵部所蔵本(表一No.11)で冒頭に「可勘入」として幾つかの記事を記した後、「祈雨記未取捨、々々後可清書之、漢家靈驗又可抄加之、<sup>(永)</sup>久久五年夏集縑素旧記統為一卷、脱落事後見加之、勸修寺住僧寛信抄」とあることから、寛信

(二六〇～二六三)が永久五年にまとめた草稿本であることがわかる。自筆本断簡が尊経閣文庫に蔵されている(表一 No.10)。ただ同書は現在「祈雨法私記」の書名が付され、同文庫の目録で賢覚撰とされているが、包紙には元々「無題号記書首智証大師」と記されており、一八九一年に作成された東大史料編纂所の影写本では断簡冒頭の引用書名をとって「智証大師記」との書名が付けられている。なお元来同本のうちの一紙であったと考えられる断簡が現在は紙背の寛信宛平忠盛書状を表にして同文庫所蔵『武家手鑑』に貼られている(上ノ一)。書陵部所蔵本は高山寺方便智院旧蔵で、奥書によれば仁平元(二五二)年に「御本草」を恐らく興然(二三〇～二三三)が書写し、それをさらに建保五年に方便智院開基である定真(二五七～二五九)が転写したものである。自筆断簡と比較するに、若干の誤写を除けばかなり忠実に書写されている。裏書の一部が書写されていないという問題もあるが、本稿では自筆断簡の存在しない部分については書陵部本によることにする。なおCはこの他にも幾つかの写本の存在が確認されている(表一参照)。

Dは先述したように統群書類従巻七二五の中清書本に書き込まれた「輪池先生本」である。同本は奥書によれば「本応永以前書写之巻本」であるという。これと同一系統と考えられる写本が大東急記念文庫に蔵されている(表一 No.14)。同本は福田福堂(政吉)旧蔵で南北朝頃の写本かと推測されており、首尾が欠け中途にも欠脱がある。この中途の脱落はちょうど紙継目部分にあつていたので同写本段階で発生したものと考えられる。そしてそれは中清書本に書き込まれた「輪池先生本」の欠脱を示す記載(以下廿六行欠)とあると一致しているから、「輪池先生本」は大東急本の転写本か大東急本そのものであつたと推測される。但し大東急本はその後さらに尾部を欠失している。

Eは「昭和六十三年十一月古典籍下見展観大入札会目録」に掲載されているもので、現所定は不詳。鎌倉時代写とされるが、冒頭部分の写真が掲載されているだけなので、詳細は不明である。写真で判断する限り、A系統写本と考えられるが、A4よりもさらに記事が豊富である。A4の増補もしくはA4とは別にA3から増補された可能性が考えられるが、それ以上については明らかにできず、本稿での考察の対象外とすることにしたい。

Fはその奥書によれば、叡尊(二三〇～二五〇)が弘安二(二二五)年に「從祈雨記之中、請雨經法許、抄出」したものである。AとDとは異なり、空海・真雅といった僧侶ごとにまとめられている点特徴的である。

Gは範俊・義範・定賢に関する記事からなり、末尾の記事を除いてA2とA4やCにはほぼ同文を見出すことができる。ただやはりFと同じく僧侶ごととなつていて、

XYZとしたのは、以上の写本とは異なり、幾つかの記事の断簡からなるものである。このうちXYは「左経記」長和五(一〇二〇)年六月六日条・「右金吾宣孝記」寛和元(六五)年七月五日七日条・寛仁二(一〇二〇)年六月記録・「小野僧正御記(秘密家宗體要文 元杲の項と同文)」・「僧綱補任」拔書(元杲関係記事)・「旧東寺凡僧別当次第」元杲の項(康平八年)六月一八日主税助(有行)書状等からなるが、両者の間には記事の出入りがある。主に元杲・仁海に関する祈雨記事を集めたもので、書写段階での脱落の可能性もあるが、特にYでは記事の重複も見られ、元々断簡(もしくは草稿)を集めたものであつたと考えた方が良さそう。Zは複数の史料からなる写本で、このうち「請雨經法記」はFGのように僧侶ごとに祈雨法が修された年月を宝治元(四七)年まで記したものである。また「祈雨日記大師以後」と題する史料は請雨經法と孔雀經法

とに分けて先行『祈雨日記』等より記事を抜粋し按文を付したもので、「故三密房」と記した箇所があることから聖賢没後の編纂であることが知られる。

その他は『左経記』長和五年六月六日条や万寿五(三〇)年から永久五年にいたる関係文書よりなる「請雨経法記抜萃」、『永久五年祈雨日記』からの抜粋と考えられる「師頼卿記抜萃」等である<sup>(14)</sup>。

## 二 写本の系統

本節では前節における写本整理に基づき、内容に密接な関連があると認められるA1～Dの系統について論じることとする。

まずA1～A4については、最初にA1が作成され、それを聖賢が増補し(A2 A3)、さらに幾つかの記事を追補したものがA4であるという関係にある。ちなみに永久五年以前の記事については誤写と勝賢のものと思われる裏書を除けばA3とA4にほとんど異同はない。

次にBについて検討する。まず、A1とは表二・四を見れば明らかかなようにほとんど記事を共有せず、一方が一方を単純に増補もしくは抄出したというような関係にはないことが知られる。それに比べ、A2(及びA3 A4)とはかなりの記事を共有する(表三・四)が、A2に収録されながらBには存在しない記事が多数存在するのに対し、逆にA2は内容的に重複する記事を除けば大部分B収録記事を有している。したがって、A2がB(もしくはその祖本)を参照したか、BがA2(もしくはA3 A4系統の写本)の抄出であるかのいずれかということになる。けれどもBがA2を抄出したと考えるにはその抄出基準に不審があり、またなぜA1部分をほとんど収録しなかったのかという問題が残る。よってA2がB(もしくはその祖本)を参照したと見るのが妥当であろう。これに対しC Dは一見A系統写本とはかなり内容が異なる。CにはA1と共

通する『日本後紀』改変記事が存在する(表五No 10)ので、A1の影響を受けていることが確認される。それにも関わらずA1とCとで一致する記事が少ない(表二)のは、CがA1を参考にしながらもまた新たに原典に当たり直しているためであろう(表五No 32 33 35 36等)。一方、A2とCを比較すると一致する記事も存在するものどちらかにしか存在しない記事も見出され、一方がもう一方を取り入れたというような単純な関係ではないことは確かである。A2の編者である聖賢とCの編者である寛信とは互いに情報をやり取りしていたことが確認されるが、『祈雨日記』自体の記事としては寛信(C)↓聖賢(A2)という関係が想定される箇所がある一方、その逆の関係が想定される事例は見当たらない<sup>(16)</sup>。この点は後でまた検討を加えることにしたい。

次にBとCとの関係を考えてみると、一部を除きB収録記事はCに見出すことができ、CがBを参照した可能性は高いと考えられる。Cに存在しない箇所についてはそれがほぼまとまって存在していることから、Cが参照したB写本に欠脱があったか、或いは現存C写本に欠脱が存在するかのいずれかによるものと思われる。

ついでDについて検討する。既に述べたようにDは欠脱が多いけれども『為房卿記』を「先人御記」として引用していること(表六No 36)からすれば、寛信編纂であるか或いは寛信編書を参考にしていると見られる。寛信撰と推測される『東要記』(弘法大師伝全集二一五六頁)所載の記事と同一記事をDのみが持つこと(表六No 5)も、それを裏づけよう。ここで「祈雨記之中」より寛尊が抄出したというFとの比較を試みたい。同書収録記事をA4～Dと対照させたものが表七である。寛尊が見た「祈雨記」はA4～Dのいずれとも完全に一致しないが、A4及びBよりもCとDに一致するものが多いことが判明する。C

表二 A1 収録記事とA4~Dとの対照一覧

No.	年 月 日	僧侶	結果	典拠	備考	A1	A4	B	C	D
1	天長元.4/丁未-7/甲寅	—		国史(後紀改変)	「日本後記第三帙」	○	○	*	○	*
2	天長2.⑦/19	空海	○	国史(後紀改変)		○	○	*	×	*
3	貞観17.6/8-7/2		△	三代実録(抄出)	Bは23日条のみ	○	○	△	○	○
4	天曆8.4/25-5/21	定助	辞	御記(抄出)		○	○	×	▲	○
5	天徳4.5/3-14	寛空	×	御記(抄出)	Bは簡略、Cは詳細	○	○	△	▲	○
6	応和元.6/11-8/20	祥延他	○	御記(抄出)		○	○	×	▲	○
7	応和3.7/1-29	救世他	○	御記(抄出)	BD共14日条別記事	○	○	▲	▲	▲

本表はA1収録記事とA4~D収録記事との対応関係を一覧にしたものである。  
 記事の典拠・内容ごとに一項目とした。典拠欄はA1に記されている表記で掲げ、推測によるものは( )を付した。僧侶欄は記事に登場する主要人物の名を掲げた。A1~D欄の○は本文が一致するもの(誤写誤脱は除外して比較)、△はA1よりも文章が簡潔なもの(系譜関係の想定が可能なもの)、▲は記事内容は一致するものの文章が大きく異なるもの、\*は欠失部分につき記事の存否が不明なもの、を意味する。

表三 A2~4 収録記事とA1~Dとの対照一覧

No.	年 月 日	僧侶	結果	典拠	備考	A1	A2	A4	B	C	D
1	推古36-仁和元.			類聚国史(略)		×	*	○	*	×	*
2	天長元.4/丁未-7/甲寅	—		日本後記(改変)		○	*	○	*	○	*
3	天長元.	空海	○	大師伝	大師御行状集記とほぼ同文	×	○	○	*	○	*
4	(神泉園池辺)	空海		大師御遺告	遺告諸弟子等と同文	×	○	○	*	○	*
5	弘仁8.6/庚申	修海		日本後記		×	×	○	*	×	*
6	天長2.⑦/19	空海	○	日本後記(改変)「有疑可勘諸本」		○	○	*	×	*	
7	天長4.5/丙戌	空海	○	日本後記	Dは前欠	×	○	○	*	○	○
8	斉衡元.4/	恵運		安祥寺恵運僧都自記		×	○	○	*	×	×
9	貞観17.6/8-7/2		△	三代実録(抄出)	A1CDは18日条なし、Bは23日条抄出のみ	△	○	○	▲	△	△
10	貞観年中	真雅	△	*「誰人記乎」	Bは「以神事無其驗」とする	×	○	○	○	○	×
11	元慶元.6/26	教日	×カ	三代実録(A2 国史ともあり)		×	○	○	×	×	×
12	※元慶4.5/22			(三代実録)	BCは国史とする、止雨記事	×	○	○	○	○	▲
13	延喜年中	聖宝	○	*「誰人記乎御記可尋」		×	○	○	○	○	○
14	延喜10.9/1			御記(A4 ナシ)	20年の誤	×	○	○	×	×	×
15	延長5.6/18-7/12	観宿	○	御記(A4 ナシ)	Cは2年とする	×	○	○	×	▲	×
16	延長5.7/8			李部王記	A34は7年に誤写 A2「已上一枚者聖賢私勘加之」	×	○	○	×	○	×
17	(般若僧正)	観賢		*「御記李部等可勘之」「見延喜御記殿上記等」	CDは「観賢僧正」で始まる	×	×	○	×	○	○
18	天曆8.4/25-5/21	定助	辞	御記(抄出)		○	○	○	×	▲	○
19	天徳4.5/3-14	寛空		(御記抄出)		○	○	○	▲	▲	○
20	応和元.6/11-8/20	祥延他	○	御記(抄出)	Dは中欠	○	○	○	×	▲	○
21	応和3.7/1-13	救世他	△	御記(抄出)		○	○	○	▲	▲	○
22	(応和3.7/14)	救世		(御記抄出)「殿上記殿」(A34は朱)		○	○	○	▲	×	×
23	応和3.7/9, 14	救世		御記「但殿上記相加敷可尋之」	Dは14日条のみ	×	○	○	○	▲	△
24	応和3.7/15-29			御記「但殿上記相加敷可尋之」		○	○	○	×	▲	○
25	康保	元泉	○	*「誰人記乎」(A2 ナシ)	天禄3.6/の誤	×	○	○	○	×	○
26	同(康保)5.	元泉	○	*「又可尋」(A2ハ又ヲ文に作ル)	天元5.7/の誤カ	×	○	○	○	×	○
27	康保年中	元泉	○	仁海僧正記	Cは仁海秘密家要記とする	×	別	別	×	▲	*
28	※天元4.10/26	元泉	—	補任		×	別	別	×	▲	*
29	天元3.7/4	元泉		或記「可尋之」	Bは仁海僧正記としCは仁海年代記・5日とする	×	別	別	▲	▲	*
30	(延命院僧都)	元泉	○	殿下御物語		×	×	○	×	▲	*
31	天禄3.	寛空	×	*「可尋之」	応和3年の誤カ	×	○	○	×	×	*
32	※天禄3.2/6	寛空	—	僧綱補任		×	別	別	○	×	*
33	村上御代	寛空	△	或記「可尋之不見御記」	東寺長者補任・覚禪抄は成算記として引く、Yにもあり	×	別	別	○	▲	*
34	寛和元.	元泉	○			×	○	○	○	×	*
35	寛和元.6/28	元泉	○	小野僧正記	Yにほぼ同文あり(小野僧正日記)	×	○	○	×	×	*
36	※永観2.	元泉	—	補任		×	×	○	×	×	▲
37	(寛和元.)7/5, 7	元泉	○	右金吾宣孝記	Dは前欠	×	○	○	○	○	○
38	永延元.5/24	元真	×	殿上記殿*「記者可尋之小野僧正記同之」	BCDは月日記さず	×	○	○	△	△	△
39	正暦2.	元真	×	(殿上記殿)(A2*「同前」)		×	○	○	○	○	○
40	正暦3.	(元真)		小野僧正記	D大東急本は無し	×	○	○	×	▲	○
41	※永祿元.5/7, 正暦4, 長徳2, 寛弘5.12/	元真	—	僧綱補任		×	別	別	○	▲	○
42	※長和5.	済信他	—	補任*「裏書也」	全文朱書	×	○	○	×	▲	×
43	長和5.6/9	深覚	○	禅林寺僧正深記		×	○	○	×	○	○
44	寛仁2.6/1-8/14	仁海	○	*「記者可尋小野僧正記殿」		×	○	○	○	○	○
45	万寿5.4/12	仁海	○	(文書)	年次に誤あり	×	○	○	○	○	○
46	※(長元元.)12/30	仁海		(補任他)		×	×	○	○	○	○
47	長元5.5/1-15	仁海	○	小野僧正仁記	秘密家宗體要文とほぼ同文	×	○	○	○	△	△

48	長元6.6/14-23	仁海	○	(小野僧正仁記?)	5月の誤(Cは5月とする)、B23日条は抄出	×	○	○	△	○	*
49	※(長元6.)12/22	仁海		補任		×	○	○	○	○	*
50	長暦2.6/14	仁海	○	(文書)		×	○	○	○	○	*
51	※(長暦2.)6/18	仁海他		補任		×	○	○	○	○	*
52	長久4.5/2-6/	仁海	○	*「記者可尋」		×	○	○	○	○	*
53	長久4.5/8-15	仁海	○	(A2 * 「記者可尋」)		×	○	○	×	○	*
54	※長久5.6/6	—	—	(左経記)「右衛門右府記歟、深観僧都記」	長元5の誤、XYにもあり	×	×	○	×	×	*
55	(小野僧正諱雨経)	—	—	江帥記	Dは深観僧都とする	×	×	○	×	×	○
56	寛徳2.7/19, 26	仁海	○	(文書)「但馬弁六位待中之時書札」	A2は19日を15日に作る	×	○	○	△	△	*
57	康平8.6/15	成尊		藏人頼仲記	脱文あり	×	○	○	×	○	*
58	康平8(治暦元).5/11-12	成尊		(文書)	Bは尾欠	×	○	○	○	○	○
59	(治暦2年歟)	濟延	×			×	×	○	*	○	×
60	永保2.7/10-(8/1)13	範俊・真覚他		大藏卿為房記(A2先人御記)	CDは先人御記とする、DはA4より記事豊富	×	○	○	*	○	○
61	寛治元.7/16-8/13	定賢・義範他	○	(為房卿記)	Cは先人御記とする、Dは後欠	×	○	○	*	○	○
62	寛治3.5/13-28, 7/9-23	定賢他	○	(為房卿記?)		×	○	○	*	○	*
63	康和3.7/29, 8/8	経範	○	*「已下記者可尋」		×	○	○	*	○	*
64	嘉承元.7/5-19	覚意	○	(永昌記抄出?)		×	○	○	*	○	*
65	(天永3.)7/2			(文書)		×	○	○	*	○	*
66	永久5.6/-7/4	勝覚・叡覚	○	頭弁願隆記		×	○	○	*	○	*
67	永久5.6/14-17	(勝覚)		永久五年日記		×	×	裏	*	×	*
68	大治5.7/10-15, 天承元.2/28	定海		(文書)		×	×	○	*	×	*
69	嘉応元.6/		○			×	×	○	*	×	*
70	今年(嘉応2.5/ヵ)	乗海	辞			×	×	○	*	×	*

本表は表二と同様にしてA2(永久5年まで)・3(同)・4収録記事と他の写本との異同を一覧にしたものである(A3はA4のNo1~67までと一致するので独立の欄を設けていない)。但し聖賢の按文等については対象外とし表から除外した。またA3(醍醐寺本)A4(豊後部本)とも錯簡が存在するが、本来の配列に基づいて掲載した。

A1~D欄について、○△▲の他、裏とあるのは裏書、付とあるのは付箋、別とあるのは「以別紙書押付也」と記されている記事、を意味する。年の欄に※を付したものは祈雨以外の記事僧歴等である。典拠欄に傍書・頭書のうち参考となるものを「」で引用した。\*は朱書であることを示す。

A2~A4記事につき、それらの元となった記事を書せる最初の写本の欄に網掛けを施した(例 No25はB所載記事がA2・A3に受け継がれたと考えられる)。なおA4欄の網掛けは、No67まではA3であることを意味する。その他については表二を参照のこと。

表四 B収録記事とA1~Dとの対照一覧

No	年月日	僧侶	結果	典拠	備考	A1	A4	B	C	D
1	貞観年中	真雅	△	—	A4Cは「仏事神事無其驗」とする	×	○	○	○	×
2	貞観17.6/23		△	三代実録(抄出)	古老説による	×	▲	○	○	▲
3	※元慶4.5/22			国史	A4は三代実録とする	▲	○	○	○	▲
4	延喜年中	聖宝	○			×	○	○	○	○
5	天徳4.5/13-14	寛空	○	(御記抄出?)	他書はBより詳細	▲	▲	○	▲	▲
6	応和3.7/9-16	救世	△	(御記抄出?)		▲	▲	○	▲	▲
7	応和3.7/9, 14	救世		御記	A1の14日条を除き他はBより詳細	▲	○	○	▲	○
8	康保	元泉	○		天禄3.6/の誤	×	○	○	×	○
9	同(康保)5.	元泉	○		天元5.7/の誤ヵ	×	○	○	×	○
10	天禄3.	寛空	×		応和3の誤ヵ	×	○	○	×	*
11	※天禄5(3の誤写).2/6	寛空	—	僧綱補任		×	○	○	×	*
12	村上御代	寛空	△	或記	応和3ヵ	×	○	○	▲	*
13	天元3.7/4	元泉	○	仁海僧正記	A4は或記、Cは仁海年代記・5日とする、Y所引小野僧正日記と同文	×	○	○	▲	*
14	寛和元.	元泉	○			×	○	○	×	*
15	(寛和元.)7/5, 7	元泉	○	右金吾宣孝記	Dは前欠	×	○	○	○	○
16	永延元.	元真	×			×	▲	○	○	○
17	正暦2.	元真	×			×	○	○	○	○
18	※永祚元.5/7, 正暦4, 長徳2, 寛弘5.12/	元真	—	僧綱補任		×	○	○	○	○
19	寛仁2.6/1-8/14	仁海	○			×	○	○	○	○
20	万寿5.4/12	仁海	○	(文書)	年次に誤あり	×	○	○	○	○
21	※(長元元.)12/30	仁海	—	補任		×	▲	○	○	▲
22	長元5.5/1-15	仁海	○	僧正仁海記	秘密家宗體要文とほぼ同文	×	○	○	○	○
23	長元6.6/14-19	仁海	○	(僧正仁海記?)	5月の誤	×	○	○	○	○
24	※(長元6.)12/22	仁海	—	補任		×	○	○	○	*
25	長暦2.6/14	仁海	○	(文書)		×	○	○	○	*
26	※(長暦2.)6/18	仁海他	—	補任		×	○	○	○	*
27	長久4.5/2-6/	仁海	○			×	○	○	○	*
28	寛徳2.7/19, 28	仁海	○	(文書)「但馬弁六位待中之時書札」	A4Cは28日を26日に作る	×	○	○	○	*
29	(康平8.5/11)	成尊		(文書)	尾欠	×	○	○	○	○

本表は表二・三と同様にしてB収録記事と他の写本との異同を一覧にしたものである。表の記述内容については表二・三を参照されたい。

表五 C収録記事とA1~Dとの対照一覧

No	年月日	僧侶	結果	典拠	備考	A1	A4	B	C	D
1	村上御宇	寛空	○		応和3カ、「可勘入」	×	崩	▲	○	*
2	(於十二月谷)			家榮語	(「可勘入」)	×	×	×	○	×
3	(観賢僧正)	観賢			A4は「般若僧正…」とする、(「可勘入」)	×	○	×	○	×
4	(元泉僧都)	元泉	○	殿下御物語	(「可勘入」)	×	▲	×	○	×
5	(深観僧都)	深観		左大弁長忠語	(「可勘入」)「又江帥記之者可尋」	×	×	×	○	×
6	(救世僧都二箇度)	救世			(「可勘入」)	×	×	×	○	×
7	(仁海僧正九箇度)	仁海	○		(「可勘入」)	×	×	×	○	×
8	(治暦2年賦)	濟延	×		(「可勘入」)「年記可尋之」	×	△	×	○	×
9	治暦2.6/25, 7/19		○	(藏人惟輔記)	No70に重出	×	×	×	裏	×
10	天長元.4/丁未-7/甲寅	—		日本後記(改変)		○	○	*	○	*
11	天長元.	空海	○	大師伝	大師御行状集記とほぼ同文	×	○	*	○	*
12	(神泉園池辺)	空海		大師遺告	遺告諸弟子等と同文	×	○	*	○	*
13	天長4.5/丙戌	空海	○	日本後記		×	○	*	○	○
14	斉衡3.	常暁	○	或旧記	*「醍醐寺聖賢勸送…」	×	×	*	○	×
15	貞観17.6/8-7/2		△	三代実録(抄出)	A4Cは18日条あり、Bは23日条のみ	○	○	▲	○	○
16	貞観年中	真雅	△		Bは「仏事無其驗」とする	×	○	○	○	×
17	元慶2.4/29, 5/3	(円珍)	○	智証大師記		×	×	×	○	×
18	※元慶4.5/22			国史	自筆本にはなし(脱落カ)	×	○	○	○	▲
19	寛平10.4/1	—		御記抄		×	×	×	○	×
20	寛平10.5/17			(御記抄)	*「可尋之」	×	×	×	○	×
21	寛平10.5/3-17			(御記抄)	17日条は重出	×	×	×	○	×
22	延喜年中	聖宝	○			×	○	○	○	○
23	延喜2.6/10	—		(御記)		×	×	×	○	×
24	延喜8.	—		(御記カ)		×	×	×	○	×
25	延長2.6/16-7/17	観宿他	○	(御記)	延長5の誤(A4は正)	×	▲	×	○	×
26	※延長2.	観賢他	—			×	×	×	裏	×
27	延喜5(延長2カ).6/18-7/2	観宿		(御記)	延長5の誤(A4は正)	×	▲	×	○	×
28	※延長5.7/25	観宿	—			×	×	×	裏	×
29	(承平6.4/カ)27			殿上記	延暦寺	×	×	×	○	×
30	(延喜15.)5/24-29	観賢	○	(殿上記)		×	×	×	○	×
31	延長5.7/8	観宿カ		李部王記		×	○	×	○	×
32	天曆8.5/1-21			(御記)		▲	▲	×	○	▲
33	天徳4.5/3-15	寛空	○	(御記)	師輔死亡記事含む	▲	▲	▲	○	▲
34	(天徳4.)7/					×	×	×	○	×
35	応和元.6/11-8/20	祥延他	○	御記		▲	▲	×	○	▲
36	応和3.7/1-29, 8/29	救世	○	御記	他に比へ詳細	▲	▲	▲	○	▲
37	天禄3.	元泉	○	「出伝」		×	×	×	○	*
38	天元5.	元泉	○	「出伝」		×	×	×	○	*
39	康保年中	元泉		仁海秘密家要記	目 秘密家宗體要文とほぼ同文	×	▲	×	裏	*
40	天元3.7/5	元泉	○	仁海年代記	目 「已上兩記相違年紀懸隔相違可尋之」	×	崩	△	裏	*
41	※天元4.10/26	(元泉)	—	僧綱補任	目	×	×	×	裏	*
42	寛和元.	元泉	○	仁海年代記	目	×	×	×	裏	*
43	※(大僧都元泉蒙宣旨)	元泉		仁海和旨序	目	×	×	×	裏	*
44	※寛和2.12/25	(元泉)	—	(文書)	目 玄蕃寮様、Yにもあり(僧綱補任云として引用)	×	×	×	裏	*
45	寛和元.7/5, 7	元泉	○	右金吾宣記	Dは前欠	×	○	○	○	○
46	(以此貫申請先師元方)	元泉	○	小野僧正記		×	×	×	○	▲
47	※同(寛和)2.	(元泉)	—	玄蕃寮様		×	×	×	○	×
48	永延元.	元真	×			×	○	○	○	○
49	正暦2.	元真	×			×	○	○	○	○
50	永延元.	元真	×	仁海年代記	目	×	×	×	裏	×
51	正暦3.	元真	辞	同記(仁海年代記)	目	×	▲	×	裏	×
52	※永祿元.5/7, 正暦4, 長徳2, 寛弘5.12/	元真	—	僧綱補任	目	×	崩	○	裏	○
53	長和5.6/9	深覺	○	禪林寺僧正深記		×	○	×	○	○
54	※長和5.	濟伯他	—	補任	A4「裏書也」と記す	×	○	×	裏	×
55	寛仁2.6/1-8/14	仁海	○			×	○	○	○	○
56	寛仁2.6/1-12	仁海	○	彼年代記	目	×	×	×	裏	×
57	万寿5.4/12	仁海	○	(文書)	年次に誤あり	×	○	○	○	○
58	※治安3.12/29, 長元元.12/30	仁海	—	補任		×	×	×	付	×
59	長元5.5/1-15	仁海	○	小野僧正仁記	Dと同文(共にA4Bにある10文字なし 秘密家宗體要文と同文)	×	○	○	○	○
60	長元6.5/14-23	仁海	○	(小野僧正仁記?)	A4Bは6月に誤る、Bは23日は抄	×	○	△	○	*
61	※(長元6.)12/22	仁海	—	補任		×	○	○	○	*



62	※(長元6.12/22)	仁海	—	或補任			×	×	×	○	*
63	長暦2.6/14	仁海	○	(文書)			×	○	○	○	*
64	※(長暦2.)6/18	仁海他	—	補任			×	○	○	付	*
65	長久4.5/2-6/	仁海	○	「記者可尋之小野僧正記歟」			×	○	○	○	*
66	長久4.5/8-15	仁海	○	*「記者可尋之」			×	○	×	○	*
67	寛徳2.7/19, 26	仁海	○	(文書)	「今度記并勅賞有無可見但馬殿御記歟」		×	○	△	○	*
68	康平8.6/15-19	成尊	○	藏人頼仲記			×	△	×	○	*
69	(康平8.)5/11, 12	成尊	○	(文書)			×	○	○	○	
70	治暦2.6/25, 7/19	長信	○	藏人惟輔記			×	×	*	○	×
71	永保2.7/10-8/13	範俊他		先人御記	A4は大藏御為房記		×	○	*	○	○
72	寛治元.7/16-8/13	定賢他	○	先人御記			×	○	*	○	○
73	寛治3.5/13-28, 7/9-23	定賢他	○				×	○	*	○	○
74	康和3.7/29, 8/8	経範	○	「已下右大弁注給故殿御記歟可尋之」			×	○	*	○	*
75	嘉承元.7/5-19	覚意	○	(永昌記抄出?)			×	○	*	○	*
76	天永3.7/2			(文書)			×	○	*	○	*
77	永久5.6/-7/4	勝芳他	○	頭弁注進	A4は頭弁顯隆記とする		×	○	*	○	*

本表は表二～四と同様にしてC収録記事と他の写本との異同を一覧にしたものである。Noの数字が丸囲みのものは自筆本が存在している範囲であることを示す。備考欄に目とあるのは自筆本のみが存在する記事であることを示す。その他、表の記述内容については表二・三を参照されたい。

表六 D収録記事とA1～Cとの対照一覧

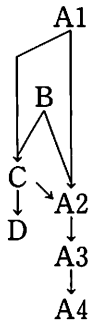
No	年月日	僧侶	結果	典拠	備考	A1	A4	B	C	D
1	(天長4.5/丙戌)	空海	○	(後紀)	前欠	×	○	*	○	○
2	* (天長)9.7/壬辰、8/庚午	—	—	(後紀)	早・止雨	×	×	*	×	○
3	齊衡年中	常暁	○			×	×	*	×	○
4	貞観17.6/8-7/2		△	三代実録(抄出)	Bは23日条のみ	○	○	▲	○	○
5	※元慶4.5/22	(宗叡?)			止雨 三代実録とやや異なる	×	▲	▲	▲	○
6	延喜年中	聖宝	○			×	○	○	○	○
7	(観賢僧正)	観賢		「可見延喜御記殿上記等」	A4は「般若僧正…」とする	×	○	×	○	○
8	延喜8.				北山抄と同文	×	×	×	×	○
9	延喜15.5/24-29, 7/1	観賢				×	×	×	×	○
10	延喜19.7/8	基継			20年の誤カ	×	×	×	×	○
11	延長3.7/23	志全		外記日記		×	×	×	×	○
12	天暦2.5/				北山抄と同文	×	×	×	×	○
13	天暦8.4/23-5/21	定助	辞	(御記抄出)	23日は25日の誤、記事重複あり	○	○	×	▲	○
14	天徳4.5/3-14	寛空	×	(御記抄出)		○	○	▲	▲	○
15	応和元.6/11-8/20	祥延他	○	(御記抄出)	中欠あり	○	○	▲	▲	○
16	応和2.7/1	(寛空)		御記	実施の有無不明	×	×	×	×	○
17	応和3.7/1-29	救世他	△	御記「但殿上記相加歟可尋之」	A1は14日条異なる	▲	○	△	○	○
18	康保3.7/6	寛空他			北山抄とほぼ同(但応和3とする)	×	×	×	×	○
19	康保	元杲	○		天禄3.6/の誤	×	○	○	×	○
20	同(康保)5.	元杲	○		天元5.7/の誤カ、後欠	×	○	○	×	○
21	(寛和元.)7/5, 7	元杲	○	(右金吾宣孝記)	前欠	×	○	○	○	○
22	※永祿元.5/7, 正暦4, 長徳2, 寛弘5.12/	元真	—	僧綱補任		×	別	○	○	○
23	花山院御時	元杲	○	仁海記		×	×	×	▲	○
24	※永観2.8/8	元杲	—	補任		×	△	×	×	○
25	永延元.	元真	×			×	○	○	○	○
26	正暦2.	元真	×			×	○	○	○	○
27	正暦3.	元真		小野僧正記	大東急本には本条なし、統群書込の誤カ	×	○	×	×	○
28	長和5.6/9	深覚	○	禅林寺僧正深記		×	○	×	○	○
29	(深観僧都詣雨法)	—	—	江帥記	A4は小野僧正とする	×	○	×	×	○
30	寛仁2.6/1-8/14	仁海	○			×	○	○	○	○
31	万寿5.4/12	仁海	○	(文書)	年次に誤あり	×	○	○	○	○
32	※(長元.)12/30	仁海	—	(補任他)		×	○	△	付	○
33	長元5.5/1-15	仁海	○	僧正仁海記	Cと同文(共にA4Bにある10文字なし、秘密家宗體要文と同文)	×	○	○	○	○
34	康平8.5/11	成尊		(文書)	A4は奉者の比定異なる	×	○	○	○	○
35	康平8.6/15-17	成尊	○		5/の誤カ	×	×	*	×	○
36	永保2.7/10-8/13	範俊他		先人御記	途中「大御記云」と記す箇所あり(A4Cにはなし)	×	△	*	△	○
37	(拝賀威儀師四人)					×	×	*	×	○
38	寛治元.7/16-8/7	定賢他		(為房御記)	後欠	×	○	*	○	○

本表は表二～五と同様にしてD収録記事と他の写本との異同を一覧にしたものである。表の記述内容については表二・三を参照されたい。

表七 F収録記事とA4~Dとの比較

No.	僧侶	年月日	A4	B	C	D	備考
1	空海	天長元.	○		○	*	大師伝より抄出カ
2	真雅	貞観17.	○		○	○	
3	聖宝	延喜年中	○	○	○	○	
4	観賢	延喜15.5/24-29			○	△	Cは年月欠、Dは前半部同文
5	観宿	延貞2.7/1-7	○		○		A4は延長5、Cは延長2とする
6	観宿	延貞5.7/8	△		○		A4は延長7、Cは延長5とする
7	志全	延貞3.7/23				◎	Dは延長3とする
8	救世	応和3.7/9-16	△	△	◎	△	
9	寛空	康保3.7/9				◎	
10	元杲	康保.	◎	◎		◎	「仁海記文又同之」
11	元杲	寛和元.	◎	◎		*	
12	元杲	寛和元.7/5, 7	◎	◎	◎	◎	右金吾宣孝記
13	元杲	(寛和元.)			◎		小野僧正記
14	元杲	寛和2.			◎		玄蕃寮跡
15	元杲	花山院御時				◎	小野僧正記
16	元真	永延元.	○	◎	◎	◎	
17	元真	正暦2.	◎	◎	◎	◎	
18	仁海	寛仁2.6/1-15, 8/14	◎	◎	◎	◎	
19	仁海	万寿4.4/13	◎	◎	◎	◎	A4~Dは5年、12日に作る
20	仁海	長元5.5/1-15	○	○	◎	◎	小野僧正仁海記
21	仁海	長元6.5/14-23	○	△	◎	*	A4Bは6月に作る
22	仁海	(長元6.)				*	僧正自筆記
23	仁海	(長元6.)12/22			◎	*	補任
24	仁海	(長暦2.)6/14	○	○	○	*	
25	仁海	長久4.5/2-6/	◎	◎	◎	*	
26	仁海	長久4.5/8	○		○	*	
27		(護摩壇成尊……)				*	
28	仁海	長久4.5/8-15	◎		◎	*	
29	仁海	寛徳2.7/19, (26)	○	△	○	*	脱文あり
30	仁海	(人間仮令始修此法)				*	仁海記
31	成尊	康平8.5/11-12	◎	○	◎	◎	Bは後欠
32	成尊	(康平8.)6/15	?	*	◎	*	藏人頼仲記 A4は欠脱
33	成尊	康平8.6/15-17		*		◎	
34	範俊	永保2.7/16-25		*		○	
35	義範	寛治元.8/6-13	○	*	○	?	Dは後欠
36	勝覚	永久5.6/-21	△	*	◎	*	頭弁願隆記

A4~D欄にそれぞれの史料における該当記事の存否を示した。◎は記事が完全に一致すること、○は同内容の記事が存在すること(F収録記事の作成が可能な場合)、△はほぼ同内容ではあるが足りない情報が存在すること、\*は写本に欠脱があり、本来の記事の存否が不明であることを意味する。



図二

もしくはDの現存写本にさらに多くの欠脱を想定すべきなのか、あるいはCとDとを兼ね併せたような内容を持つ別の写本の存在を想定すべきなのかは明らかでないが、いずれにせよDがCと密接な関係を持つこと自体は確かであろう。そしてCとDの先後関係については、Dの方がより整理された形を持つていると見做されるので、現段階では草稿本であったCを寛信が取捨選択して新たに編纂した書がDであると考えておきたい。

以上をまとめれば、A1~Dの写本系統は図二のように整理できる。

師でもある元杲(五二)の祈雨記事を無視して、応和三年までの記事しか収録しなかったとは考えにくい。<sup>(19)</sup>しかも元杲は祈雨の験で知られた人物であり、仮にその弟子でなかったとしても、『祈雨日記』編纂の際には当然記事を掲げるべきであろうから、原『祈雨日記』は元杲が祈雨で名を知られる以前にまとめられたと考えざるを得ない。一方、この原『祈雨日記』以前に同種の書物が編纂されたことが確認されていない点を重視すれば、伴僧的地位の人物の編纂にかかるものではなく、祈雨法を自ら修するような立場にある人物が編纂したと考えるべきであろう。このように考えていくと、原『祈雨日記』の編者として条件を満たす人物は元杲の他には安和二年六月二四日に請雨経法

## 第二章 『祈雨日記』の成立と増修過程

### 一 元杲本の成立

前章の検討を承けて、本章では各系統の写本の具体的成立・増補過程を論じることにした。

原『祈雨日記』の編者が誰かという点についてこれまで論じた研究は見当たらず、論証なしに仁海の著作として言及する論考が散見するだけである。確かに仁海(五三)は雨僧正として知られ、また『諸師製作目録』を初めとした幾つかの仏典目録に同人の著作として『祈雨日記』が見えるので、その可能性も考慮されよう。<sup>(18)</sup>けれども現存『祈雨日記』で最も古い形を伝えるA1に即して考える限り、仁海が編者でありながらその

を修した(紀略)寛静(六〇一〜六〇六)ぐらしか存在しない。そしてこの両者のどちらかとするならば、元杲こそ原『祈雨日記』の編者としてふさわしいのではないだろうか。それは次のような理由による。

第一に、A1には寺院内史料はもとより一次史料が全く用いられていないということである。このことは編纂者がそのような史料に接することができなかった可能性が高いことを示している。この点について寛静と元杲を比較すると、寛静は寛空(八〇〇〜八〇三)の弟子として康保元(八四四年)には権律師に任じられ、その後律師・権少僧都・権大僧都・僧正と昇任し、高野山座主にも補せられ、貞元二(八五五年)年には東寺長者に任じられるといった経歴を持ち、既に応和三年には実際には辞退して救世(八〇〇〜八〇三)が請雨経法を行なうことになったものの、それ以前に師寛空の辞退を承けて寛静が召されている(表二No.7等)。この記事はA1にも存在しており、そうした記事を持つ史料を寛静が敢えて収録したとは考えにくいであろう。一方、元杲は淳祐(八〇〇〜八〇三)付法であったが、その没後の康保二年に寛空より具支灌頂を受け、安和元(八六〇)年に内供奉に補せられ、ついで東宮護持僧となり宮中より出なかつたという(元杲大僧都自伝)。天禄三(八七二年)六月の時点において寛空は既に死去しており(同年閏二月没)、請雨経法を行なうべき人物としては寛空の弟子の中では寛静・救世・寛朝(八六頃〜八六〇)・定昭(八六頃〜八六三)の四人が元杲の上臈であった。このような状況下で凡僧別当に過ぎなかつた(同年閏二月任)元杲が召されたのは、宮中とのつながりによるものと理解される。したがって元杲は祈雨の先例につき寛空より十分な知識を得ることができず、独力で調査しなければならなかつたのではないだろうか。そこで作成されたのが原『祈雨日記』であつたと考えられる。なお元杲には自伝の他にも幾つかの著作

が知られており、その点からも『祈雨日記』の編纂者としてふさわしいと言える。

さて、A1が原『祈雨日記』と同一か否かという点については、(原)頭書・傍書(A1は元来頭書や傍書であつたと考えられるものも本文と同じ大きさで筆写されており、それは成賢が見た写本の段階で既にそうなっていたと推測される)の中に「請雨経法誰人乎 大略真雅僧正歟」という原『祈雨日記』の文章としてやや不自然なものがあること(表二No.3の箇所)、また「日本後記第三帙」と「国史」という重複する内容のものがあること(表二No.1)から考え、少なくともその一部は後に付加されたと考えられるが、本文については原『祈雨日記』のままと見て特に疑わしい点はない。付加された頭書・傍書も大部分がそのままA2とA4に受け継がれており、A2成立以前に記されたものと考えられる。

A1は六国史と『村上天皇御記』から成り立っている。このうち冒頭の天長元年記事(表二No.1)は早だけでなく平城天皇崩御記事(七月甲寅条)も含んでおり、『類聚国史』からの引用でなく『日本後紀』からの引用と考えられる。この記事は早災疾疫のために大般若経誦誦や賑給が行なわれたことを記しているが、ここで注目されるのは何故か平城天皇崩御までを引用していること、しかも『日本後紀』には「平城天皇崩」とあつたと考えられるの<sup>21)</sup>に対し、A1では「天皇崩」として「平城」の二字を省いて引用していることである。A1ではもう一つ六月庚子条と甲辰条とを合併抄出した「甲辰、幸神泉苑賑給京兆飢民」という記事<sup>22)</sup>を崩御記事の直前に記しており、A1だけを読めば天皇が神泉苑に行幸して賑給を行なつたあとと崩御したと受け取れてしまう。これは神泉苑と聖体不予・天候不順とを関連づけようとする元杲の作為と考えるべきであろう。

次の天長二年記事(表二No.2)も『日本後紀』同年閏七月庚寅条をもとに作文

したものであり、原文にはない「依旱魃疫病也」「即雨」という語句を加えることによつて、祖師空海と祈雨とを結びつけようとしたものである。ちなみに天長年間に空海が神泉苑で祈雨を行なったとの伝は早く寛平七(一〇三五年)の「贈大僧正空海和上傳記」等に見え、延喜一九(一〇三九年)一月九日に観賢が奉った勘申には「天長元年祈雨有感、超少僧都」と天長元年であったことが記されている(東宝記卷六法宝下 安置聖教)が、詳細な伝承が成立するのは管見のところ長保四(一〇三二年)成立の「弘法大師伝」を初見としており、この頃はまだ広く知られるにいたつていなかったであろう。

貞観一七年記事(表二No.3)は六国史に見える神泉苑修法を含む祈雨記事として最初のものであるという点から選ばれたのであろうか。本記事は神泉苑池に神龍が住むという古老の言い伝えを記す点でも重要であり、元杲が収録したことも頷ける。また聖恵という無名の山僧による祈雨が記されているという点も、元杲にとつては意味があつたのではないか。この後、収録記事が「村上天皇御記」まで飛ぶのは、元杲の史料収集能力によるところが大きいと見られる。元杲が「村上天皇御記」を閲覧できたのは、先述したように内供・東宮護持僧であつたことによるものであろう。

以上、元杲による原「祈雨日記」の編纂過程を考察してきた。元杲は請雨経法の実施にあつてそれを成功させるために過去の祈雨の先例を調査し、また祈雨法における神泉苑及び空海の位置づけを図つた。決して単なる先例集という訳ではなかつたのである。しかも一旦原「祈雨日記」が作成されると、祈雨修法に関する人々の知識もそれに規制されていくようになるという側面も無視できない。元杲の後を承けて祈雨の験を数々示し、雨僧正としてその名を高めた仁海は、長元五年に源経頼に次のように語つたという(左経記同

年六月六日条)。

弘法大師被伝請雨経之法之後、依旱行此法之人七人也、大師・真雅・聖宝・寛空等僧正、元杲<sup>(杲)</sup>・元真等僧都、并仁海也、而大師有験、真雅・聖宝・験有無不注、寛空修中不雨、隨身卷数参内、侍召之間、於瀧陣下急修法之無験、彈指、俄雷鳴雨降、主上令随喜給云、元杲<sup>(杲)</sup>有験有賞、元真無験、仁海先年有験蒙賞、(下略)

これについて、実際には多くの験あつた人々がいながらも七人しか名前を挙げなかつたのは請雨経法を通じて貴族社会仏教における小野流の地位を確立しようとする仁海の意図を示すものとの見方がある(速水八〇頁)。確かにそうした側面もあるであろうが、一方で真言宗でありながら仁海が名前を挙げなかつた人物は、救世を除けばA1にも記されておらず、その救世もA1による限り祈雨の験の有無は必ずしも明確でない<sup>(23)</sup>。仁海も師元杲の伝えを鵜呑みにした訳でなく真雅・聖宝・寛空の事例等さらに祈雨の先例研究に努めたと考えられるが、それにしても元杲の影響は大きかつたのではないだろうか。影響という点からは神泉苑における祈雨法が真言宗に限定されていったことも指摘しておきたい。これは「祈雨日記」の成立というより、むしろ元杲・仁海の活躍や空海祈雨伝承の成立によるところが大きいと考えられるが、元来は増命・志全・義海など天台僧も神泉苑にて修法を行なつていたものが一〇世紀後半以降見られなくなり、真言僧だけが行なうようになっていった。

## 二 「祈雨日記」異本の成立

本節ではBの成立を論じることにする。

Bの成立年次は定かでないが、寛徳二(一〇四五年)七月一九日論旨・七月二八日書状(表四No.28)に「但馬弁六位侍中之時書札」とあることから、藤原隆方が

但馬守に任じられた承暦元(一〇七〇)年一〇月三日(水左記同日条)以降のことと  
考えられる。しかしこれ以前の文書には差出者の比定考証が付されているこ  
とを念頭に置くと、表四No.28文書は比定考証を必要としない(差出者が認識で  
きている)時期に入手されたと推測される。したがって承暦元年をそれ程下  
らない時期にBがまとめられたと考えて良いであろう。

Bに収録されている記事のうち典拠名が明らかになるものには『三代実録』  
『(村上天皇)御記』『右金吾宣(孝)記』『仁海僧正記』『僧綱補任』が  
あり、この他『国史』或記と記されるものがある(表四)。また繪旨等の文書  
の引用も見られる。このうち、A1に記事が存する部分(表四No.256、三代実  
録・御記については記事自体の内容は異なり、いずれもBの方が極めて簡  
潔に記されているが、九世紀から応和年間まで数多く祈雨法が修されている  
にも関わらず、Bは基本的にA1に記されているものを中心に収録している<sup>(24)</sup>  
で、これらはA1から抜書もしくは要約したと見做せよう。すなわち、A1をそ  
のまま転写した訳ではないものの、A1の存在を承けてBが作成されたのだと  
考えられる。ただ表四No.7のみ、A1に記事が存したにもかかわらず、再度  
「御記」から追加して引用されているが、これは修法を延行した先例として詳  
しく記されたものではないか。

「右金吾宣孝記」は藤原宣孝(空頃)(一〇二二)の日記であるが、現在「祈雨日  
記」の他には壬生本「西宮記臨時一」(非「西宮記」紙背に引かれる逸文が知  
られるだけ)であり、当時の日記が誰にでも公開されるような性質のものでは  
なかったことから見ても、その子孫によって提供されたものと考えられる。  
この点で興味深いのは、先述したように、収録される文書の中に「但馬弁六  
位侍中之時書札」と記されるものがあることである。但馬弁六藤原隆方は宣

孝の孫であり、恐らく「右金吾宣孝記」と同時に同一人物によってB編者に提  
供されたと想定される。そしてそれは先に推測したBの成立時期から考えれ  
ば、隆方の男為房(一〇四九)二五とするのが妥当であろう。<sup>(25)</sup>

Bの編者を考える上での手がかりはそれ程多くないが、B収録記事が天台  
僧はもとより観賢・観宿の記事を含まないなど基本的に元果・仁海の認識  
(先述)と一致すること、確認できる最下年の記事が成尊(一〇三三)一〇四の祈雨  
関係文書であること、といった点から、成尊の弟子及びその周辺の人物と考  
えられる。為房は信覚(一〇二二)一〇四や嚴覚(一〇六六)一〇三三といった勧修寺系の  
僧侶との関係は深かったが、彼らが関わったのであれば信覚の師にあたる深  
覚の祈雨記事(表三No.43等)が見えないことは不審であり除外すべきであろう。

このように考えていくと、Bの編者としては、成尊付法の範俊(一〇三三)  
一〇三三もしくは同じく成尊付法で範俊上臈の義範(一〇三三)一〇六、あるいはそ  
の弟子である勝覚(一〇三三)一〇三三等を想定するのが妥当と思われる。範俊は延  
久三(一〇三二)年七月一四日に叔父の成尊より灌頂を受け(血脈類集記第四、野沢  
血脈集巻第一)、成尊亡き後義範とその後継の地位を争った。寛治六年五月  
には白河院御修法により法橋に叙され、また院の護持僧として鳥羽殿に数  
十年居住し全く出仕しなかったとも伝えられ(中右記天仁元年六月二三日条・  
天永三年四月二四日条)、白河院の帰依を受けていた。<sup>(26)</sup>一方の義範も承暦三年  
の中宮御産御祈に孔雀経御修法を勤仕し、無事皇子(後の堀河院)の誕生を見  
ており(孔雀経御修法記大御室以後)、それによって堀河院の護持僧に任じられ  
ている(護持僧次第)。こうした院との結びつきから、その近臣であった為房  
が所有する記録が提供された可能性が考えられる。また勝覚は左大臣源俊房  
の男で、東寺に入寺し醍醐寺座主定賢(一〇三三)一〇三三より嘉保二(一〇三五年)に印

可を受け、重ねて義範・範俊よりも灌頂を受けた人物である。勝覚も嘉保三年には白河上皇落飾の戒師となり(後二条師通記同年八月九日条)、院との結びつきが考えられるが、それ以外にも、為房父隆方が俊房の父師房の家人であった(長秋記天永二年九月四日条)という関係があり、勝覚が宣孝の日記や隆方の文書を為房から直接入手した可能性も考えられる。ちなみに勝覚は永久五年に請雨経法を勤仕した際、弟である師頼に『永久五年祈雨日記』を執筆させている。<sup>(27)</sup> 範俊は義範と成尊正嫡の地位を争う中で自分が「一宗秘密、一門口伝」である龍供を相承しているのに対し、義範は「不伝請雨経法、亦不習龍供」であると批判している(承暦二年七月一日範俊解案。平遺補一七)。Bの成立にはこうした義範・範俊の正嫡争いが絡んでいる可能性が考えられよう。以上をまとめれば、BはA1をそのまま増補した訳ではないものの、A1を参照した上で成立したものであり、一一世紀末頃に範俊・義範もしくはその付法である勝覚によって成書されたと見做される。

### 三 聖賢本の成立

次にA2 A3すなわち聖賢編の『祈雨日記』について検討する。<sup>(28)</sup> 聖賢は威儀師小別当賢円(二〇六〜二二七)の男で、醍醐寺理性院開基賢覚(二〇〇〜二二五)の弟でもあり、勝覚より伝法灌頂を受け、金剛王院を開いた。『高野大師御広伝』の編者としても知られる。同書の編纂態度については資料の博搜性・資料内容の異同の明示・年紀についての厳密な対処方針といった点が指摘されている(宮城)が、こうした姿勢は以下に述べるようにA2 A3においても貫かれている。A2収録記事の内、A1及びBに存するものについては、原則としてそれらによったものと見て良いであろう。但し、例えば表三No 6の「日本後記」とされる天長二年閏七月一九日記事について、「有疑、可勘諸本」との傍書、また

「聖賢私勘日本後記之処、不云祈雨又無即雨之言、如何々々、仍僻事也」との按文を付すように、典拠が明示されている史料についても聖賢は再度自ら確認を行なっていることが知られる。『日本後紀』<sup>(29)</sup>の他に聖賢が再確認を行なっていることが確かめられる史料としては、『類聚国史』が挙げられる。表三No 12に関しては「聖賢私勘、国史無於神泉苑修灌頂経法等等按文を付しているが、この記事は実際には『三代実録』に存在しており、聖賢が『三代実録』ではなく『類聚国史』巻一七〇祈雨部によったため、止雨記事である同条を見出すことができなかつたのであろう。表三No 9でA1やBに見えない貞観一七年六月一八日条が存在するのも、聖賢が『類聚国史』により補ったものと想定される。表三No 16『吏部王記』延長五年七月八日条<sup>(30)</sup>に関してはそれに続いて「已上一枚者聖賢私勘加之」と記されており、聖賢自らが『吏部王記』にあたって補った史料であることが判明する。この「已上一枚」がどこまでを指すのかは現状では明らかでないが、No 16だけでは「已上一枚」とは記さないであろうし、No 13の記事には「誰人記乎、御記可尋」との注記があるので、それ以降であることは間違いない。よってNo 14 15すなわち『醍醐天皇御記』の記事をも含むものと考えたい。聖賢は『吏部王記』『醍醐天皇御記』を参照し、新たに記事を加えたのである。聖賢がどのようにして両書を参照し得たのかは定かでないが、共に『醍醐雑事記』に引用されており(史料纂集『吏部王記』、所二九三頁)、醍醐寺僧にとって両書は比較的目的を通しやすい場所に存在していたのであろう。<sup>(31)</sup>

一方、表三No 22 24の『村上天皇御記』抄出記事について聖賢は「但殿上記相加歟、可尋之」との按文を付している。これはA1が「村上天皇御記」記事を抄出したのに対し、Bもそれとは別に抄出を行ない、結果として同じ日付の記事が重複していることに対して、聖賢が疑問を持ち記したのと考えられ

るが、疑問の提示にとどまるところから推測すると、聖賢は「殿上記」はもとより『村上天皇御記』にもあたって再確認することが出来なかつたと考えられる。<sup>(32)</sup> Bに由来する記事にはこの他典拠を明示しないものが多いが、それらについては「誰人記乎」「可尋之」等との傍書が付されている。

A1 Bと重ならない記事の内、表三No14く16については先述したが、それ以外についてはどのように考えるべきであろうか。表三No60く62に関しては寛信より入手したことが確実であり、表三No63く66も恐らく寛信から入手したものと見做すべきであろう。ただCすべてをA2が参照している訳ではないことは第一章第二節で述べた通りである。この点に関し、表三No65の記事に「今年始請雨法之間、先依雨降停止云々」とあることが注目される。この記事は文書に「天永三年歟」と注記されるように天永三(二)三年時のものと考えられるが、Cにおいて対応する部分には「斯年以勝覺欲令始行請雨經法之間、先以雨降、仍被停止云々」とある。この点から考えると、天永三年時点で一旦寛信によってまとめられたものを聖賢が入手しさらに永久五年以後に表三No66記事が再度寛信から提供されたか、あるいは永久五年段階であってもCとして手直しされる以前の段階の寛信の草稿を聖賢が入手したかのいずれかが想定されよう。どちらにせよ、Cより前の段階で聖賢は寛信より情報を得たのである。このように考えるならば、それ以外の記事に関しても、A2とCとで一致する記事(表三No34742434853)に関しては、寛信から聖賢に提供された可能性が高いと思われる。

A2から、A1 B及び寛信から提供されたと考えられる記事を除くと、「安祥寺惠運僧都日記」(表三No8)と「小野僧正記」(表三No3540)が残る。このうち前者については他に完本はもとより逸文も見出すことができず、詳細は不明で

<sup>(33)</sup>ある。「小野僧正記」についてはCやY、また「東寺長者補任(寛信本)」御質抄「東宝記」等にも逸文が見え、また「小野僧正御記」「小野僧正日記」「小野僧正仁(海)記」「仁海年代記」等類似の書名を持つ逸文も存在するが、やはり詳細は明らかでない。<sup>(34)</sup> 表三No44の朱頭書から考えると、聖賢は完本そのものを見た訳ではなく、引用された記事を二次的に見たに過ぎないようである。

A3段階では以上に加え、「日本後紀」(表三No5)「殿下御物語」(表三No30)「僧綱補任」(表三No3646)「左経記」(表三No54)「江帥記」(表三No55)に基づく記事が追加されている。このうち「日本後紀」に関しては前述したように聖賢が再確認を行なっていることが確認され、「僧綱補任」も聖賢の周辺に存在していた可能性は高い。<sup>(35)</sup> 「殿下御物語」は文章自体は異なるもののほぼ同内容がCの冒頭書入(表五No4)に見られるので、寛信と同時期にその情報を入手したのであろう。「左経記」の記事は典拠が明示されず、末尾に「右衛門右府記歟、深観僧都記」と注記されている。<sup>(36)</sup> 「右衛門右府」は「土御門右府」の誤写で、源師房(二〇八)く(二〇七)を指すのであろう。深観(二〇三)く(二〇五)は記事内容と同時代の人物であるから、深観が「土御門右府記歟」と推測したのではなく、深観が記した「左経記」抜書を聖賢が入手したのであり、それを聖賢もしくは第三者が記者を師房と推測したと考えられる。この「左経記」の記事はXYZにも収録されているが、それでも書名が記されておらず、早くから記者名は忘れられて記事のみが流布したのであろう。深観は花山天皇第四皇子で東大寺別当や東寺長者を勤めているが、経頼との関係は明らかでない。経頼の男にやはり東寺長者となった済延(二〇三)く(二〇二)が存在するが、済延と深観との関係、また聖賢が記事を入手するにいたった経緯等は不明である。<sup>(37)</sup> 「江帥記」は大江山房(二四)く(二二)の日記であり、聖賢は匡房の没後まもなくこの記事を入手

したということになる。これも入手経路は不明であるが、記事の記され方よりすれば、直接日記を見た訳ではなく、伝聞に基づくものと考えられる。<sup>(38)</sup>

以上のように、聖賢本『祈雨日記』は先行『祈雨日記』を集成し一部増補する形で成立したものであったが、聖賢が『祈雨日記』の増補を行なった背景にはどのようなことが考えられるのであろうか。聖賢は金剛王院流の祖であり学僧としても名高かった(醍醐寺新要録巻第一 金剛王院篇、続伝燈広録巻第七)が、それだけでなく永久五年に勝覚が請雨経法を勤修する際には行事僧を勤めた父賢円、聖天供及び啓白を勤めた兄賢覚と共に、伴僧として水天供を修している(永久五年祈雨日記等)。この時の勝覚勤仕は権少僧都殿覚の辞退を承けてのものであったが、勝覚も初めは辞退し、重ねての仰せにより、父俊房の諫言もあって、承諾したものであった(永久五年祈雨日記)。勝覚はこれ以前に請雨経法を行なおうとしたことはあったものの実際には実施されず(後二条師通記嘉保三年六月二五―二六日条、表三No65)、神泉苑で請雨経法が修されるのは寛治元年の義範以来であった。それだけにこの永久五年の請雨経法は注目され、それを機に今後の請雨経法実施に備え、聖賢がA2、A3をまとめ上げることになったのであろう。このA3は恐らく勝覚の意を承けて定海のために編纂されたのではないか。そのため後に定海から元海、さらに実運を経て勝賢へと伝えられ、勝賢による増補の後、守覚へと進上されることになったのである。

#### 四 寛信による史料収集

最後に寛信本Cに引かれた史料について検討を加えたい。寛信は為房の男で、寛治七年一〇歳で得度し、康和五(二二〇三)年には父と師殿覚との議により勸修寺権別当となり、天仁元(二二〇八)年に殿覚より伝法灌頂を受け、勸修寺正

別当に任じられた。永久元年に東寺定額僧となり、権律師・権少僧都を経て康治元(二二四〇)年には東寺二長者に補せられ権大僧都となった。この間殿覚没後の保安二(二二三〇)年に「扣故御所之門、篤請伝授」、小野の極秘を授けられている。久安元(二二四二)年には一長者となり、同三年には東大寺別当にも任じられている。勸修寺法務と号した(勸修寺旧記(勸修寺古事)、東寺長者補任、血脈類集記第五、伝燈広録後巻第二)。白河・鳥羽両院の庇護を受け、頭密兼学(台記康治元年正月一四日条等)と評された学僧であり、また数々の修法・法会も勤仕した(上川a)。このような人物にふさわしく、Cには多くの史料が引用されている。以下、それらの幾つかを取り上げて論じることとする。

『吏部王記』(表五No31)については聖賢が寛信に教えるということもあつた(注31)参照)が、『台記』久安六年正月一四日条によれば寛信は故父為房家にある『吏部王記』を見て頼長に知らせており、為房家に蔵されていたことが知られる。『二代御記抄』も恐らく同様であらう。<sup>(39)</sup> この他、表五No76も為房を宛先・差出者とした文書である。

次に兄為隆(二二〇〇―二二〇三)及び頭隆(二二〇三―二二〇五)を通じての入手というルートも考えられる。二人は源頼国女を母に持ち、共に頭弁を勤め、為隆は参議従三位に、頭隆は従三位権中納言まで進み、特に頭隆は白河院近臣として「天下之政在此一人言也」(中右記大治四年正月一五日条)と言われたほどの権勢を誇った。頭隆の名はCにも見え(表五No74)、頭隆より情報の提供を受けていることは明らかである。この点は『小野類秘鈔』鼻・意においても確認できる(上川a、松蘭)。同書「舌」には保安三年一〇月二日に「為智者之由本自有其聞」という嵯峨尼円意に頭隆亭で会い清談したことも記されている。表五No75も頭隆より提供された記事であるが、これは為隆の日記である『永昌記』



の節略である可能性が考えられる。頼国の男である頼仲の日記(表五No.68)も恐らく頭隆を通じて入手したのではないか。同じ藏人である藤原惟輔の日記については明確でないが、あるいは惟輔の男惟基・忠信が媿子内親王の藏人であり(尊卑分脈二―二九頁)、為房が内親王の中宮大進であったこと(中右記寛治五年正月二二日条)と関係するのであろうか。この他、『殿上記』(表五No.2930)の入手も為房もしくは頭隆が関わっている可能性が考えられる(松蔭五三四頁参照)。

僧侶関係史料についても寛信は広く目を通してはいるが、なかでも『仁海秘密宗要記(秘密家宗體要文)』『仁海年代記』『小野僧正記』等、仁海に関する記事が目立つ。これらは師嚴寛から伝えられたものであろうが、この時期の醍醐寺の聖教は特殊な動きを見せているので、その点について触れておきたい。

守覚の『御記(北院御室拾葉集)』には、義範の弟子勝覚に比較して嚴寛が殊の外劣っていたため、範俊は「薄香唐櫃聖教」を白河天皇皇子覚法親王(二〇二―二〇三)に付属し、寛信は「保安之比」に御所に参りそれらを書写したとの話が記されている。また『野次血脈集』巻第一には、「大師相承道具聖教等皆悉以白河院進鳥羽宝藏納、付弟嚴寛宝藏蔵司タルヘキヨシヲ奏聞、大師所持飛行三股・祖師代々相承秘書等彼宝藏アリ、是則義範相論故也」とあり、実際に仁海撰『小野六帖』や空海筆の聖教等が鳥羽宝藏に納められていたことが確認される(竹居、上川<sup>40</sup>)ので、これらの話は事実と見て良いであろう。範俊が聖教類を献じたのは天永二年頃と推測され(上川d五四七頁)、一方、「保安之比」とは嚴寛が没した保安二年以後のことと考えられる(上川c一七三頁)から、寛信がCをまとめた天永三―永久五年頃には鳥羽宝藏の聖教類は利用できなかった可能性が高いが、それにしても当時の真言宗内において寛信が特別な

位置を占めていたことを物語るものと言えよう。<sup>41</sup>なお、康治二年以降、三宝院経蔵は讓状によって醍醐寺座主に相伝されていることが確認される(土谷b)が、そこには「大師御筆」「檜尾僧都・根本尊師・般若僧正・石山内供・延命院僧都・小野僧正等御手跡書籍等」が納められていた(佐和)。これらの書籍類と鳥羽宝藏との関係は定かでないが、如法愛染王法について義範流に相承されていなかったため、元海は寛信より相承した(秘鈔問答卷第一二末 如宝第一四、小島三四六頁)という事例も知られる。

その他の仏書では、「大師伝」(表五No.11)は経範寛治三年撰「大師御行状集記」所引文と同一であり、同書からの引用と考えられる。「大師遺告」(表五No.12)と共にこの二書は寛信が所持していたのであろう。<sup>42</sup>「禅林寺僧正深覚記」(表五No.53)は深覚の弟子の系統ということであれば、寛俊―嚴寛もしくは信覚―嚴寛のルートが想定される。<sup>43</sup>常暁の記事を記す「或旧記」(表五No.14)は「入唐五家伝」所引「入唐根本大師記小栗栖寺」中の文と同一であり、「醍醐寺聖賢勸送、仁和寺兼意闍梨許又有此記、可見合之」との傍書が付されている。これは聖賢の兄である賢覚が太元帥法を相承していること(永村)との関連が考えられよう。この他、天台宗の「智証大師記」が引用されているのは寛信が諸宗兼学に努めていたことを具体的に示すものと言える。<sup>44</sup>

以上、寛信の史料収集にあたっては父為房・兄頭隆が大きな役割を果たし、また白河院が関わっていた可能性を指摘した。

最後にDについても簡単に触れておきたい。Dで新たに追加された記事のうち、典拠が明らかになるものは「外記日記」(表六No.11)だけであるが、これも為房もしくは頭隆との関係で入手した可能性が考えられる。<sup>45</sup> 出典が明記されないものの中には「北山抄」卷六所引文と同文がある(表六No.8,12,18)が、為

房が『西宮記』や『北山抄』等の儀式書を利用して『撰集秘記』を編纂したことはよく知られており、寛信の利用も頷けるところである。<sup>(46)</sup>

## むすび

以上、二章にわたって一〇〜一二世紀における『祈雨日記』の成立・増補過程について検討を加えてきた。最後に本稿での考察結果とこれまでの諸研究との関連を考えてみることにしたい。『祈雨日記』の成立は元杲によってなされたが、その背景には真言宗内における元杲の位置が関わっていることを指摘した。しかしさらに視野を広げると、単にそれだけでなく一〇世紀の貴族・寺院社会の状況とも密接な関係にあることが明らかとなる。朝廷儀式について、九世紀における官撰儀式書の編纂を承けて宇多朝から村上朝にかけての時期に作法故実が形成されていったこと、それと私日記の隆盛や私撰儀式書の編纂とが深く関わっていたことは、しばしば指摘されることである〔竹内、橋本〕。寺院社会においても大局的にはこれと同様のことが言えよう。既に九世紀より儀式の際に記録が作成されることはあつたが、祈雨法に関しては現在確認される限りではあるものの元杲以前に作成された形跡はない。<sup>(47)</sup> 請雨経法が修された確実な初見は貞観一七年であり(三代実録同年六月一日条)、孔雀経法による祈雨も延喜八年である(東寺長者補任同年条)から、まさに九世紀後半から一〇世紀にかけては修法の次第が整備されていく過程であつて次第が作成されるまでには至らず、修法を行なうにあつたの具体的知識は口承によつていたと考えられる。それをその一部分にしる文字化したのが元杲であつた。文字化の背景には師からの口伝を持たない元杲の真言宗内

における位置が考慮されるが、それだけに元杲の『祈雨日記』はいわば新たな秘伝の創出という意味も持ち合わせていた。こう捉えるならば、元杲が『日本後紀』を改竄しなければならなかつたことも理解できよう。

元杲の『祈雨日記』成立後には、祈雨法が整備確立されたことも関わり、修法が実施された際の記録を残すようになっていった。『別尊雜記』巻第一四請雨経や『厚造紙』には長久四(二〇〇)年に仁海が請雨経法を修した際の日記が引用されている。<sup>(48)</sup> 『別尊雜記』にはまた請雨経法の印や真言について記し末尾に「諸事口伝之」と書す長暦三年二月一九日付の仁海の切紙や、長久四年の文書を掲載する「仁海僧正本」を引用しており、元杲の弟子仁海が文字化・記録化に熱心であつたことがうかがわれる。仁海の膨大な著作の存在もそれを裏づけよう。<sup>(49)</sup>

仁海は醍醐寺を中心に一大門流を形成した〔土谷 a〕が、やがて院政期を迎えると多くの門流が形成されることになる。主だった門流が形成されるのは一二世紀前半のことであつた(速水一二二〜一二三頁、上川 a)が、その萌芽は範俊と義範の対立に象徴されるように、一一世紀後半頃から見出すことができる。そしてそれは「新しい口伝の形成とその聖教文献化」(上川 b)という流れとも照応したものであつた。『祈雨日記』の異本作成や増補がこの時期に次々と行なわれていることも、そのような動きに沿つたものであつたと考えられる。ただ B と C A2 とでその内容に大きな違いがある点は見逃せない。それは C や A2 では聖賢や寛信の按文が加えられ、各記事の典拠や信憑性について詳細な検討がなされているのに対し、B では若干(表四 No.118)にとどまり、A1 に記されなかつた異伝の採録に重点が置かれているという点である。一方、C A2 の特徴は網羅性と史料批判にある。後者については寛信が C の冒頭に

「可勘入」として掲げた寛空祈雨記事(表五No.1)の末尾に「雖為一宗美談、未見本文、可尋勘之」と注記しているのが象徴的であろう。寛信にとって典拠を明らかにできない記事は「本文」とは認められなかった。院政期には門流の形成が進められた一方で、口伝の集積・統合も進められ、院権力の仏教政策とも関わって大量の聖教が生み出され書写されることになった(上川 a b c)が、そのことが史料批判の必要性を増大させたのである。こうした動きは当然のことながら『祈雨日記』以外からも読み取ることができる。寛治三年成立の経範『大師御行状集記』は伝の集大成を図りながら「正説」を求め、確実な史料とそうでないものとを峻別しようとする最初の空海伝であった(宮城)。

類聚と史料批判の次になされるのは再編成である。寛信はCに「未取捨、々々後可清書之」と記しているが、その後に編纂されたDは全体的に簡略化されており、覚禪が寛信の説を中心にして編纂した『覚禪鈔』においては僧侶ごとにさらに簡潔にまとめられている。御流三宝院流の祖として体系化を果たした守覚の著述物に比べれば、『覚禪鈔』は未整理かつ不統一なものであったことが指摘されている(上川 c)が、『祈雨日記』のもう一方の系統であるA2とA4が更なる類聚(記事の追加)へと進んでいったことと比較するならば、これらが記事の再編成を指向したものであることは認めて良いであろう。この点で興味深いのは当該期の儀式書として知られる『江家次第』と『撰集秘記』にも同様の関係が認められることである。『江家次第』が次第書として画期的内容を持ったものであった(阿部)のに対し、『撰集秘記』が先行儀式書の類聚にとどまっていたことは、この時期の文化状況の二つの側面を良く表わしたものと言うことができるのではないか。

先行諸研究の追認にとどまった点が多く、論及すべくして論じられなかつ

た問題もまだ多く残されている。さらに不慣れな分野であるため見落としや誤りも多く存することと思われるが、ひとまず擱筆し大方の御教示を仰ぐこととしたい。

#### 引用論文一覧

阿部泰郎 「守覚法親王と紺表紙小双紙」仁和寺紺表紙小双紙研究会編『守覚法親王の儀礼世界』勉誠社 一九九

石井英雄 「続群書類従の編纂刊行とその欠巻について」『続群書類従』三四 続群書類従完成会 一九九

大間 茂 「小野僧正仁海記」『国書逸文研究』一二 一九三

大森順雄 「祈雨日記」群書解題七 続群書類従完成会 一九六 初版一九三

小山田和夫 「諸書に引かれた『僧綱補任』について」『印度学仏教学研究』三三 一九四

上川通夫 a 「中世寺院の構造と国家」『日本史研究』三四四 一九二

b 「中世聖教史料論の試み」『史林』七九 一九三

c 「院政と真言密教」阿部泰郎・山崎誠編『守覚法親王と仁和寺御流の文献学的研究』論文篇 勉誠社 一九六(以下、『守覚』一九六と略称)

d 「文書様式の聖教について」東寺文書研究会編『東寺文書にみる中世社会』東京堂出版 一九九

小島裕子 「院政期における愛染王御修法の展開」『守覚』一九六

佐和隆研 「元海記醍醐経蔵目録について」『史迹と美術』二二 一九三

竹居明男 「鳥羽勝光明院の経蔵(宝蔵)」『日本古代仏教の文化史』吉川弘文館

一九六 初出一九六

武内孝善 「御遺告の成立過程」『密教学会報』三五 一九六

竹内理三 「口伝と教命」『律令制と貴族政権』II 御茶の水書房 一九六 初出『四〇〇』

築島 裕 「仁海僧正御事蹟」『随心院聖教類綜合調査団編』『随心院聖教類の研究』汲

古書院 一九五五

土谷 恵 a 「小野僧正仁海像の再検討」青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治

と文化』吉川弘文館 一九七

b 「鎌倉時代の寺院機構」高木豊編『論集日本仏教史』四 雄山閣出版

一九八

c 「中世初頭の仁和寺御流と三宝院流」『守覚』一九八

梅尾祥雲 全集二『秘密事相の研究』高野山大密教文化研究所 一九三 初刊一九三

土岐武治 「続群書類従本堤中納言物語の性格」『立命館文学』一四八 一九三

所 功 「三代御記の伝来過程」同編『三代御記逸文集成』国書刊行会 一九三 初

出『二〇・一九八』

永村 眞 「修法と聖教」皆川完一編『古代中世史料学研究』下 吉川弘文館 一九八

橋本義彦 「貴族政権の政治構造」『平安貴族』平凡社 一九六 初出一九六

速水 侑 「平安貴族社会と仏教」吉川弘文館 一九七

松蘭 齊 「守覚法親王と日記」『守覚』一九八

真鍋俊照 「請雨経法とその凶像儀軌の伝承について」『印度学仏教学研究』二八一

一一 一九〇

宮城洋一郎 「平安末期の弘法大師伝」『仏教史学研究』三八一 一九五

柳田國男 「退読書歴」『柳田國男全集』三一 ちくま文庫 一九二 初出一九三

吉原浩人 「与立劍輪印の相伝と大江匡房」『印度学仏教学研究』四二二 一九五

史料典拠刊本一覽（一般的なもの省略）

弘法大師伝全集 秘密家宗體要文、空海伝記及び御遺告類

正・統真言宗全書 小野類秘抄・血脉類集記・野沢血脉集・密宗血脉抄・伝燈広録

大日本仏教全書 諸宗章疏録・諸師製作目録

大正新脩大藏經 具支灌頂儀式・伝受集・厚造紙・玄秘抄・御記・秘鈔問答・別尊雜記・

覚禪鈔

続・続々群書類従 護持僧次第・入唐五家伝・元皇大僧都自伝・御質抄・永治二年真言

院御修法記・永久五年祈雨日記・孔雀経御修法記大御室以後・勸修寺旧記・安祥寺

資財帳・東寺長者補任・東宝記

金沢文庫研究二八八 寛信法務後七日法記（松原智美翻刻）

高野山大学論叢二 東寺長者補任（寛信本）（和多昭夫翻刻）

高野山大学論叢二八 密教師資付法次第千心（武内孝善翻刻）

醍醐寺文化財研究所研究紀要一 伝法灌頂師資相承血脉（築島裕翻刻）

注

(1) 「祈雨日記」と呼ばれる書物の中にはこの他、ある年に祈雨法が修された際  
のその行事次第を記した行事記文も存在するが、本稿で検討の対象とする「祈  
雨日記」の中にそれらは含まないことにする。

(2) 梅尾一六九〜一七三頁。その他、醍醐流では四箇の大法、安祥寺流では五  
箇の大法・七箇の大法を立てることもあるが、いずれにしても請雨経法と孔雀  
経法は含まれる。

(3) 梅尾一七九頁。「秘法」とは広義には密教修法全般を指すが、ここでは狭義  
の用法で、「普通法」に対し、先師が特に秘蔵して濫りに伝えなかつた法の意味  
で用いた。

(4) 現存「祈雨日記」が一二世紀以前はすべて小野六流（安祥寺流・勸修寺流・随  
心院流・三宝院流・理性院流・金剛王院流）の僧侶によって記され書写されたもの

であること(本稿参照)も、このことと関連しよう。「祈雨日記」が広く広まるのは、一二世紀末に守覚法親王に献上されて仁和寺に伝えられ、また一三世紀以降、興然・叡尊を通じて高山寺や西大寺に伝えられて以後のことと考えられる(「東寺長者補任」等に引かれる祈雨記事も、その大部分は「祈雨記」をまとめた寛信以後に書き加えられたものと考えられるので、寛信による流布も想定される)。なお東大寺東南院文書に「東大寺祈雨日記」と題する文書が存在する(「東大寺文書二一四二六号」が、永延元(六七年)に東大寺で行なわれた祈雨に関して記したものであり、本稿で取り上げる「祈雨日記」とは異なる)。

(5) この他「大日本史料」「国書逸文」等で部分的翻刻がなされている写本もある。(6) 中清書本献納以前に清書或いは控えとして書写された写本が現静嘉堂文庫本。明治一〇年代に中清書本から東京書籍館本(現国会図書館本)・教部省本(現内閣文庫本)・史料編纂掛本(現東大史料編纂所本)その他二・三の写本が作られたという(石井)が、土岐論文は内閣文庫本は静嘉堂本の転写で、内閣文庫本をさらに転写したのが史料編纂所本であるとする。ちなみに経済雑誌社版統群書類従は内閣文庫本が底本(柳田二二二〜二二三頁。鈴木景二氏の御教示による)。

(7) 「聖賢私云」「聖賢私勘」等として按文が付されている。

(8) 佐村八郎「増訂国書解題」(六合館 一九二六年 初版一九〇〇年)には理性房(賢覚)撰「祈雨法私記」と本書に相当する寛信撰「祈雨記」が掲載されている。この両者が何らかの理由で混同されたのであろう。

(9) 「村上天皇御記」天曆八年五月一日条から一八日条途中まで。確認できる限りにおいて、書陵部本(表一No11)の該当箇所とはほぼ同文である。

(10) 寛信の原本自体が草稿であり、寛信が編纂した時点で既に存在していた欠失も存在する(例えば表五No29の記事は年月を欠いているが、これは「東寺長者補任(寛信本)」においても同様であり、寛信がこの史料を入手した時点で既に年月を欠いていたと見做される)。

(11) Cはまた仁和寺の僧侶頭證(二五七〜二六六)の編著・書写本である「仁和寺御伝」「本寺堂院記」「本要記」「仁和寺史料」「寺史編」所収にも引用されている。

(12) 同文庫編・発行「大東急記念文庫貴重書解題」三(一九八一年)一八九頁。  
(13) この相違には時代差を想定すべきであろう。ちなみに「覚禪鈔」巻一九請雨法上の「修法先跡」も僧侶ごとの記載となっている。

(14) Zの原本は醍醐寺に存在する可能性もあるが充分な調査をなし得なかった。

(15) C表五No14記事の傍書に「醍醐寺聖賢勘送、仁和寺兼意閻梨許又有此記、可見合之」とある(但しこの記事はA2↔A4には見えない)。また寛信撰「小野類秘鈔」耳には「聖賢記」による引用があり、請雨法に関する記述で「已上醍醐聖賢閑談之次示之」ともある(同書鼻)。さらに「三密房」「三密示之」の注記も見える(同書耳)。なお注(16)も参照。

(16) 例えば、長和五年記事(表三No42、表五No54)はCが裏書であるのに対し、A2↔A4には「裏書也」との傍書があり、またA2↔A4が引く「為房卿記」(表三No60等)は為房の男である寛信が聖賢に提供した可能性が高いと思われる(注(15)の事例は記事そのものを聖賢が寛信に提供したことを示すものではない)。

(17) なおA2BCで寛徳二年七月の記事(表三No56、表四No28、表五No67)を比較すると、「但馬弁六位侍中之時書札」という記述はA2Bに見えてCに見えないのに対し、「僧正九十有余、老爛不向神泉、仍今度於小野住房勤修云々」という傍書はA2とCのみに見えており、B↔A2、C↔A2という関係が想定される。したがってA2はBC所収記事をそれぞれ別個に参照したと考えるべきであろう。

(18) なお元海(二四四〜二五二)編「厚造紙」に引かれる長久四年の「祈雨法日記」を仁海の日記と見做す見解がある(真鍋)が、単年度の行事記文であるし、また内容より推するに仁海自身が記したものは思われない。

(19) A2を見ると、応和三年記事(表三No24)までとそれ以降で記事の内容や掲出の仕方に変化があり(No25以降は雑多な史料を雑然と掲げている)、A1は欠脱がある訳ではなく、当初から応和三年までの記事で完結していたと見做される。

(20) 先に掲げた「請雨経法誰人乎 大略真雅僧正歟」の部分「請雨経法 閻梨等可尋 真雅僧正歟」(A2)、「請雨経法」閻梨可尋「真雅僧正歟」(A3A4)と異なっているのが一番大きな違いであり、これもA1の傍書を承けたものと見做せる。

(21) 現在この部分の『日本後紀』は散逸し、国史大系本『日本紀略』は「平城天皇」の四字に注して「恐当作先太上天皇」としているが、『類聚国史』卷二五太上天皇・三五諒闇、『釈日本紀』卷一三所引文とも「平城天皇」である。

(22) 原文は「庚子、幸神泉苑覽左右馬寮御馬。甲辰、賑給京兆飢民」である(日本紀略)。但し刊本『類聚国史』卷一七〇は「祈雨日記」所引文により「甲辰、幸神泉苑、賑給京兆飢民」とする。

(23) ちなみにXYにはある人物が仁海より請雨経法の由来を聞いて記したという記録を掲載する(Xは「已上日記故僧正御房記」とし、Yは「已上日記若是故僧正御房之記録歟、其本大谷故宮闍梨覺俊之手跡也云々、寛仁二年六月之注進狀歟」と記す。「東寺長者補任(寛信本)」では同じ記録からの引用と考えられる寛空に関する記事を掲載し、「寛仁二年六月、僧成算向神泉、仁海闍梨壇所聞彼説記之」と記しているが、そこではやはり請雨経法を修した人物として七人を挙げるものの、聖宝の代わりに救世を挙げ「修二箇度、不見其驗」としている。同記録では仁海自身(の例として寛仁二年六月を挙げるのみなので、仁海が二度目の修法を行なう以前の記録と考えられる。仁海はこの後、聖宝修法の先例を知り、七人という数を合わせるため、救世を削除して聖宝を加えたのであろうか。なお覺俊は花山天皇の孫にあたる一一世紀後半頃の人物で、仁海の弟子覺源の弟子である(伝法灌頂師資相承血脈等)。成算は『御堂関白記』寛弘五(一〇〇〇)年二月一三日条や『小右記』長和五年六月八日・一一日条にその名が見えるが、詳細は不詳(日本仏家人名辞書)に見える成算は成尊の誤り)。同時期に長和四年七月もしくは八月に没した権少僧都盛算が存在する(大日本史料二一九一〇九頁)が、それ以降にも同名の僧が史料に散見しており(小右記では長元二(一〇三〇)年九月二七日条まで生存が確認される)、この盛算と同一人物の可能性も考えられる。権少僧都盛算が寛空・寛朝の弟子であるのに対し、『密教師資付法次第千心』では仁海付法の一人として阿闍梨盛算が見える(野沢血脈集)巻第一にも仁海付法として盛算の名が見えるが、「清住寺僧都」と注されており、権少僧都盛算と混同されているようである)。この他、『青(請)雨支度』という史料に仁海が「請雨法が伝来して以後、

代々勤修した人が自分まで九人いたが、そのうち、弘法大師、真雅、救世は効験があつたが、聖宝、観賢は効験が無かつた。寛空はやつとこのことで効験があつた」と弟子に語つたと記されているという(築島八頁)が、未見。

(24) 応和三年以前でBにありながらA1に対応する記事がないものは、止雨記事(表四No.3)と貞観年中<sup>(一)</sup>等として漠然と記す記事(表四No.14)のみである。

(25) 松園論文も、『祈雨日記』所引「右金吾宣孝記」が為房の頃に寺家に流入したものであり、それがそのまま転写されていったことを推測する(五二頁)。ちなみに『為房卿記』寛治元(一〇八七)年四月一三日条によつて、為房が<sup>(祖脱カ)</sup>故曾父右金吾并先人御記」に目を通してることが知られる。

(26) 『野沢血脈集』巻第一は義範と祈雨の法験を争つて敗れ那智山に参籠した後、白河院の御惱を加持して平癒させたと伝える。また如意宝珠を用いて如法愛染王法を修するなど、承暦四年以前より白河院との結びつきがあつた(上川d四五頁)。

(27) 『諸宗章疏録』卷三が勝覺の著作の一つとして「祈雨一卷、出高山録」と記しているのは、この「永久五年祈雨日記」を指しているであろう。

(28) A4への増補を行なつた勝賢及びそれ以後については本稿では触れなかつたが、土谷c論文で守覚との関係も含めて詳論されているので、参考にされたい。

(29) 但し、以下に述べるように聖賢は『三代実録』は見えておらず『類聚国史』によつて確認を行なつていたので、あるいは『日本後紀』も『類聚国史』によつて代用している可能性が考えられる。

(30) 本条につきA3 A4は「七年」とするが、それに続く按文に「私云、先記七月一日始行神泉修法云々、此記七月八日初修請雨法云々、相違如何」とあり、表三No.15延長五年記事と比較しているの、「五年」の誤写であることが判明する。

(31) 後述するように聖賢は『村上天皇御記』を見ていないが、『醍醐雜事記』も『醍醐天皇御記』のみが引かれている(所)。これに対し、『御質抄』末は「二代御記抄」より引用しているが、この記事は寛信撰「寛信法務後七日法記」にも見られるので、その孫引きであろう。「史部王記」に関しては、寛信撰「小野類秘抄」

耳に「已上李部王記、三密示之」と見え、聖賢が寛信に「吏部王記」の記事を知らせていることが確認される。「吏部王記」が寺家で広範に利用されていたことは松蘭論文にも指摘がある。

(32) 表三No33の記事は寛空が村上御代に祈雨法を修したが修中には降らず結願の日に降雨があったとの伝について「可尋之、不見御記云々」と注記しているが、これは「以別紙書之押付」たものであり、聖賢自身が「村上天皇御記」にあたって確認した訳ではないと考えられる。

(33) 惠運撰「安祥寺資財帳冒頭部」とは合致しない。なお「東寺長者補任(寛信本)」には「惠運伝等」に基づく記事が見える(「第二少僧都実惠の項」)。

(34) 「小野僧正仁海記」逸文の集成を図った大間論文は「およそ『小野僧正記』なるものが仁海のいわゆる小野流事相を人的面で遡及し、かつ祈雨記様に編纂したものと見做すことは許されよう」と述べているが、「小野僧正記」と明記するもののみをとつても明らかに祈雨や僧歴とは無関係の記事が含まれ、また中には複数の現存仁海著作と一致する記事が存在する(土谷a論文五六八頁参照)。

(35) 小山田論文は寛信が「僧綱補任」を引勘したという「伝法灌頂記」の記述を紹介し、また真言宗系寺院に伝来した「僧綱補任」について言及している。

(36) A3は「深観僧都記」の五文字が存在しないが、A4段階で追記されたとは考えにくいので、元来のA3には存在したと考えるべきであろう。

(37) 源隆国は経頼の女婿であり、定賢はその隆国の男であったが、記事の伝来との関係はやはり不明。

(38) 「東寺長者補任(寛信本)」には匡房作の「大御室伝」が引かれており、実運撰「玄秘抄」巻第一には「匡房日記」が引かれている。匡房は範俊と親しく密教についての造詣も深かった(吉原)。なお「江談抄」には「神泉苑修請雨経法事」と題する空海・元杲・元真・仁海の説話が収録されている。

(39) 「寛信法務後七日法記」にも「二代御記抄」が引かれている。ただ「村上天皇御記」に関しては、「御記抄」とは別に入手した可能性も考えられよう。

(40) 以上の経緯に関しては、小島・上川d論文等も参照。

(41) 寛信は元杲撰「具支灌頂儀式」も永久五年八月に「以延命院僧都筆削正本令写」めけている(同書奥書)。

(42) 「大師御行状集記」にも「有書曰」として「御遺告」が引用される。なお「御遺告」には「遺告二十五箇条」「遺告諸弟子等」「太政官符并遺告」「遺告真然大徳等」の四種が存在するが、C(A2等や「大師御行状集記」も同じ)に引用されているのは「遺告諸弟子等」と一番近い(龍王を見た空海の弟子のうち、「実惠大徳」を「実惠」とのみ記し、真済と真雅の順序を逆に記す点、また真暁が見えない点等)。「東要記」では「遺告二十五箇条」から引用されており、この点をどう考えるかは今のところ断案がない。これら「御遺告」の成立過程については諸説存するが、それらの空海伝記部分を比較した武内論文は、「遺告二十五箇条」が安和二年以前に成立し、ついで「遺告諸弟子等」が一〇世紀末もしくは一一世紀極初期に成立したと推測する。「遺告二十五箇条」は高野山普門院本奥書(定本弘法大師全集七―四九九頁)により、寛信が写本を所持していたことが知られる。「遺告諸弟子等」は高野山金剛峯寺所蔵伝空海自筆本の奥裏書に元醍醐寺三宝院御経蔵本であったことが記されている。

(43) 徹覚と寛俊との関係については、「伝受集」巻一奥書に同書が頼照・寛俊・寛意から徹覚に伝授された口伝を寛信がまとめたものであることが記されている。信覚は徹覚に伝法灌頂を授けている。なお「東寺長者補任(寛信本)」にも深寛の「僧正夢記」「僧正記(禅林寺僧正深覚記と同)」「僧正験記」が引かれている。

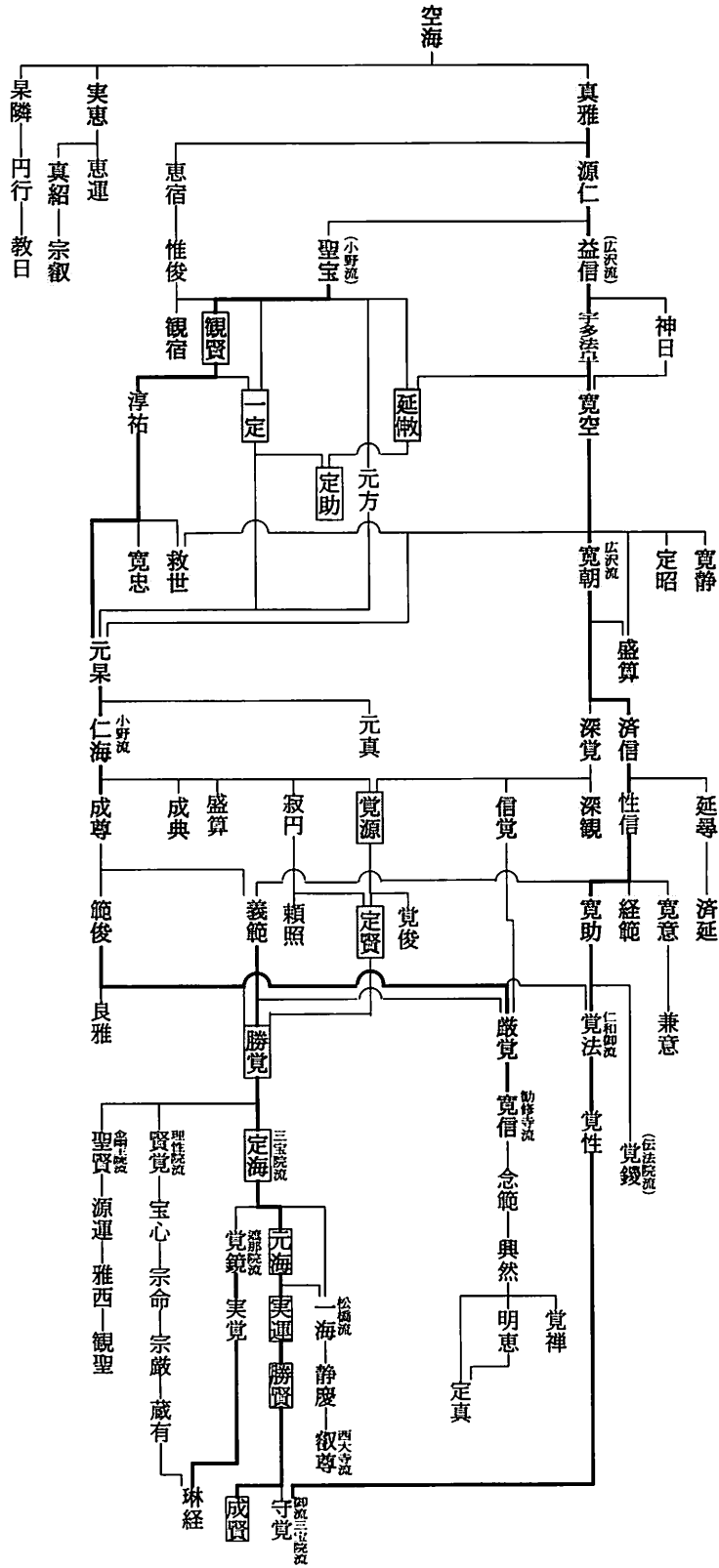
(44) 「小野類秘鈔」耳にも「智証大師記」が引かれる。なお土谷a論文では仁海の弟子に叡山関係者が多く見られることを指摘しており(五六二―五六三頁)、仁海門流に伝来した可能性も考えられる。

(45) 「為房卿記」寛治元年九月三日条に「外記日記」が引かれている。

(46) 「寛信法務後七日法記」「永治二年真言院御修法記」にも「北山抄」が引かれる。

(47) 例えば貞観三(八六二)年の「大仏御頭供養日記」(統群巻七九五等)。

(48) 「厚造紙」に幡の立て方に関する記述に注して「是齊衡年中祈雨太元法日記歟」としているが、そのような書物が実際に存在したとは考え難い。



図三 真言宗内折雨関係僧侶血脈  
 ※網掛は東寺長者 □は醍醐寺座主  
 太線は正脈を示す

(49) 真言宗以外にも含めると、注(4)で触れた「東大寺祈雨日記」が初見(永延元年)。但し覚書程度の簡潔な内容である。

(50) 『諸師製作目録』では一七二点を仁海の著作とする。もとよりこれらすべてが正しく仁海の著作であったとは考えにくい、それにしても平安時代のその他の真言僧とは比べようもない程の著作数である。

(補) 成稿後、東寺観智院金剛藏聖教に天長元年より文永一〇年までの記事を収録する『請雨経日記』(二六八函二七。南北朝写)が存在することに気づいたが、同書も本稿で述べるA系統「祈雨日記」の節略・増補本と考えられる。

(付記) 貴重な史料の閲覧を許可していただいた関係諸機関には深謝申し上げます。また紙幅の都合上、先行研究への言及を必要最小限に止めざるを得なかった点、御寛恕願いたい。なお成稿後、関連する論文として齋元晶「請雨経法と醍醐寺」(『御影史学論集』二四 一九九一年)が発表されている。